

子ども・子育て支援調査特別委員会会議録 ①

1 開会年月日

令和7年12月2日 (火)

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員 (11名)

委 員 長	田 中	としかね
副委員長	宮 野	ゆみこ
理 事	高 山	かずひろ
理 事	田 中	香 澄
理 事	沢 田	けいじ
理 事	小 林	れい子
理 事	金 子	てるよし
理 事	白 石	英 行
委 員	松 平	雄一郎
委 員	名 取	顕 一
委 員	関 川	けさ子

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

副 議 長	高 山	泰 三
-------	-----	-----

6 出席説明員

丹 羽 恵玲奈	教育長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
吉 田 雄 大	教育推進部長
栗 山 仁	児童相談所所長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長

奥 田 光 広 幼児保育課長
大 戸 靖 彦 子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大 児童相談所副所長
新 納 拓 爾 児童相談援助担当課長
熱 田 直 道 教育総務課長
宮 原 直 務 学務課長
日比谷 光 輝 児童青少年課長
木 内 恵 美 教育センター所長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康一
議事調査主査 杉 山 大樹
議事調査担当 平 尾 和香

8 本日の付議事件

(1) 報告事項

- 1) (仮称) 若者計画（令和8年度～令和11年度）中間のまとめについて
- 2) 児童相談所に係る運営状況について
- 3) 都型学童クラブの東京都認証学童クラブ事業への移行について

(2) 一般質問

(3) その他

(4) 研究会

「こどもコミッショナーについて（世界の国内人権機関を学ぶ～子どもを守る第三者機関はなぜ必要なのか）」

講師 株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員 池本 美香 氏

午前 10時00分 開会

○田中（と）委員長 それでは、子ども・子育て支援調査特別委員会を開会いたします。

委員の出席状況ですけど、委員は全員御出席いただいております。

理事者につきましては、関係理事者に出席をお願いしているところでございます。

教育長ですけども、東京都の教育委員会の会議に出席されているため、到着がちょっと遅れるということを伺っております。また、児童相談所長及び児童相談援助担当課長につきま

しては、現場対応に当たる必要がございますので、報告事項及び質疑応答の終了後は自席にお戻りいただくことになっております。

○田中（と）委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 また、本日の理事者報告、一般質問までの委員会終了後、委員会視察についての協議を行うため、理事会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、委員会終了後の第一委員会室にて理事会を開催させていただきます。

なお、理事者の出席は必要ございません。

○田中（と）委員長 研究会についてお伝えいたします。

既に御案内のとおり、本日は、株式会社日本総合研究所の調査部の上席主任研究員の池本美香様より、「子どもの権利を擁護する第三者機関「子どもコミッショナー」について」というテーマで、午後3時より研究会を開催させていただくことになっております。

その際、議会広報のために写真撮影をさせていただくことを御了承お願いいたします。

○田中（と）委員長 それでは、本日の委員会運営についてです。

理事者報告が3件、項目ごとに報告を受けて質疑を行うことといたします。一般質問、3時からの研究会がございますので、2時までに一般質問を終了したいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。その他について、委員会記録について、令和8年2月の定例議会の資料要求について、で、閉会と、以上の運びにより本日の委員会を運営したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 ありがとうございます。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力を何とぞよろしくお願ひいたします。

○田中（と）委員長 それでは、早速、理事者報告3件に入ります。

まずは、子ども家庭部子育て支援課より1件、よろしくお願ひします。

子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 おはようございます。

それでは、資料第1号、（仮称）若者計画（令和8年度から11年度）中間のまとめについて御報告いたします。

1ページ目を御覧ください。まず、1番、これまでの検討状況ですが、(1)子ども・子育て会議や、(2)の若者とのオンラインによる意見交換、それから、(3)学識経験者等との意見交換、(4)区内居場所施設利用者との意見交換等を通じて、第1章から4章までを作成したところでございます。

2番、これまでの変更点でございますが、2ページ目を御覧ください。A4横の変更点一覧でございます。主なところを御説明いたしますと、P27ページ、それから29ページの若者調査を受けた表、世帯収入ですとか、お金の不安や悩みのある費用、それから、48ページの表現につきましては、本委員会での御意見を踏まえて修正をさせていただいております。

続いて、9ページから50ページ目までは、第1章から4章になりますが、既に御審議済みのため、説明は割愛させていただきます。

続いて、53ページ目を御覧ください。ここから第5章、計画の体系・計画事業で、大項目、小項目にぶら下がる区の計画事業の一覧を掲載しております。網かけは、進行管理対象事業となっております。まず、大項目の1、充実したライフデザインの支援は、19歳から39歳全ての若者の生活の向上を目的としたカテゴリーとなっております。小項目の1、理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現は全19事業となっております。4番の文の京若年者向け就職面接会や、6番、ダイバーシティ推進事業等を掲載しております。次ページ、54ページ目を御覧ください。小項目の二つ目、健康とスポーツによる生活の質の向上は全14事業となっております。1番の健康づくり事業や、10番、エイズ・性感染症対策の推進等を掲載しております。

55ページを御覧ください。大項目の二つ目が、社会的自立への援助、こちらは困難を抱える若者の支援を目的としたカテゴリーになっております。小項目の一つ目が社会的孤立の予防と心理的支援で全14事業です。1番の重層的支援体制整備事業や、7番、ひきこもりの総合的な支援の推進等を掲載しております。同じくその下、小項目の二つ目、経済的自立の支援は全7事業となっております。1番の生活困窮者への自立支援の推進や、6番、障害者就

労支援の充実等を掲載しております。

続いて、56ページを御覧ください。大項目の三つ目、自己実現の機会づくりは、若者のさらなる成長、ステップアップを目的としたカテゴリーとなっております。小項目の一つ目は、学び直しとキャリア設計、全7事業となっております。1番の生涯学習推進事業や、5番、創業支援セミナー等を掲載しております。同じく、その下、小項目の二つ目が社会参画と居場所づくりは全16事業です。3番、町会・自治会加入促進・担い手確保支援事業や、7番、青少年の社会参加推進事業補助等を掲載しております。

57ページを御覧ください。ここからが計画事業全77事業の詳細となっております。それが80ページ目まで続いておりまして、80ページを御覧ください。ページの一番下の下線の文章のとおり、この77事業のほか、若者全数調査等で把握したニーズを踏まえて、新たな若者施策について、現在、検討を進めているところでございます。

最後に1ページ目にお戻りください。4番の今後のスケジュールでございます。この本委員会の議論も踏まえまして、中間のまとめを完成させまして、その内容を基に12月にパブリックコメントと区民説明会を実施いたします。来年1月以降に最終案を各会議等でお示しをしまして、3月策定のスケジュールで進めてまいります。

説明は以上でございます。

○田中（と）委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項1、若者計画中間まとめについての御質疑をお願いいたしますが、前回の委員会において報告がございました部分です。質疑を終えていることにつきましては繰り返すことを避けて、今回の変更点を中心とした質疑をお願いしたいと思います。

それでは、質疑の方は挙手をお願いいたします。

沢田委員。

○沢田委員 私からは1点だけです。大きくですけどね。本当は前回議論したテーマの中で、本当は住み続けたいのに住み続けられない若者をどうするかという話が、今回、計画が変更されて、前回の議論が反映された中で、一部はつきりしてきたところ、あとちょっと心配なところがあるのでお伺いしたいんですね。

まず、前提として確認をさせていただきたいのは、今回の計画ですけど、文京区、今、財政的に一定の余裕があると思うんです。そうした現在の豊かさを将来世代である若者への投資に振り向けていく、どういうふうに振り向けていくかを決める、そういう計画だというふうに認識をしているんですけど、それが間違いないのかということ。で、初めて若者への全

数調査をしたわけですよね。画期的だったと思います。これもそのためだったんだろうというふうに、私、思っていたんですね。もし認識が違っていたら後で御訂正いただきたいんですけど、前回の委員会でもその議論したとおり、新たな課題とか改善策が幾つか見つかった。ただ、この肝腎の計画本体は、こうして案として出てきた部分が実際どうなんだろうなと。具体的には4章までのところ、基本理念や目標とか主要項目、方向性まではいいんですけど、5章からの計画事業を見ると、あたかも既存の事業を寄せ集めて並べただけみたいに見えるんですよね。これで本当に若者のウェルビーイングが高められる計画だと言えるんだろうか。

具体的には、若者調査の中で出てきた課題の中で、私が大きい問題だと思っているのは将来への不安、特にお金です。あと居住費の不安ですね。これが顕在化していました。孤独感の広がりも示唆されていると思うんですけど、そうした若者の声に、要は不安や悩みに応えられる計画だと、そうおっしゃっていただけるのかというところです。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、予算の振り分けにつきましては、今回、この計画事業、77事業並べさせていただきましたが、基本的に、当然、若者の皆様の生活がより向上にかなう事業を並べたところでございます。大きな視点につきましては、今後、各課・各部が企画政策部と協議をしていくことになる話なのかなと思っております。

また、今回、この5章に並べた77事業は、一つの新規事業を除きまして、76事業は既存の事業でございます。ただ、この既存の事業を並べさせていただきましたが、全ての事業をこの4章の目標に向かって、各課、進行管理は私ども事務局のほうでさせていただきますが、進行管理のほうをしっかりと進めて、各課と所管のほうで進めていきたいと考えておりますので、そのことによって若者の皆様のウェルビーイングが高まっていくものというふうに認識をしております。

（「委員長」と言う人あり）

○田中（と）委員長 まだ続きじゃない。

○鈴木子育て支援課長 はい。居住費ですか、孤独感のお話もいただきましたけれども、この若者計画ができるることによって、若者の皆様の生活が充実していくことを目指しておりますが、引き続き、若者の皆様の声については賜っていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 進行管理の部分が事務局の大きな役割であるというお話をしたので、既存の事業が並べただけであったとしても、これからその事業を統括して進行をマネジメントしながら

適切に進めていかれるというところが今の御答弁だったと思うんです。ただ、居住費とかお金の問題は頑張りますというようなふうにしか聞こえなかつたんですよね。ちょっと伝わってないところがあつたらあれなんですけど、前回、議論した若者調査の結果の中で、本当は住み続けたいのに住み続けられない若者が相当数いるんじやないかということが示唆されたということなんですね。あとは、地域やまちに愛着を持っているが、ただ、関わり方が分からぬ若者というのも。しかも実際に多くの若者が地域やまちへの関わり方が分からぬまま、そのまま文京区を出ていってしまっている可能性があるといった、そこに、こうした若者にこの計画が手を差し伸べられるものなのかということをお伺いしたかったんですね。

これ前回の一般質問のほうで申し上げたんですけど、不安を解消するには、住宅の支援であつたり、家賃の支援であつたり、就労支援とかだけでは駄目なんじやないかという、もっと主体的な、あなたがこのまちの主役なんだというメッセージを伝える必要があるんじやないかという話をしたんですね。41ページのところです。視点3です。持続可能で豊かな地域社会の構築ってこういうことですよと。端的に言えば、若者が自分で自分のまちの未来をつくると。自分で若者自身が住み続けられるまちに変えるという、そういう自治の精神を実感できるような、そういった未来につながる計画にする必要があるというふうに思つておつたんですけど、そこの部分の認識は違つていませんか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今回、住まいの部分ですとか孤独感の部分、大変話題になっておりますけれども、若者計画の所管といたしましては、計画に掲載した事業を着実に進めていくことで、住まいの安定だけではなくて、就労支援ですとか、地域交流の場の提供、住宅以外の生活の充実を図ることによって、若者の皆様が区内で生活しやすい環境づくり整備に進めて、努めていきたいというふうに考えております。

ここに載っていない77事業以外にも、80ページの一番下にも書かせていただきましたが、若者の、今回、全数調査1万4,000人の声を踏まえまし、踏まえまして、新たな若者の生活の質の向上に資する取組を、今、検討しているところでございますので、そういったものも含めまして、若者の皆様が主役と思っていただけるような計画にしていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 違わないというふうな御答弁だと理解してよろしいでしょうか。

いや、要はですね、もうかねがね申し上げているとおり、「文の京」自治基本条例に定め

ている地方自治の理念が……。

○田中（と）委員長 繰り返しは避けてください。

○沢田委員 この計画の中にも当然通底している、もしくは、それをこの計画を貫いているものはその自治の理念なんですよね。そう考えたときに、これ事例を挙げますけど、ユースカウンシル、若者会議と言われますね。あとユースバジェット、若者参画予算、こうした事業を前回提案したんですけど、今回の計画には入っていないですね。前回は計画策定中に実施をしたその若者に意見を聞く会、これを策定後も継続するというようなお話はあったんですけど、それって誰もが気軽に参加できるような会になるんですかね。で、昨年の予算審査でユースバジェット提案したときに、たしか若者参画予算っていったって、参加する若者は一部に限られるじゃないかというようなお話があったんですけど、逆にそうならないために誰でも開かれた意見交換であるとか、その提案の場が必要だというふうに思っているんですけど、これ、今の認識で構わないんです。今後、やられようとしているその若者に意見を聞く会というのはどういった位置づけなのか、お伺いできればと。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まだ具体的に、検討段階ですので、ちょっとこここの場で申し上げることはできないんですが、そういう場の中で、若者の皆さんとの声は、これだけ今大がかりな意見調査させていただきましたので、何らかの場は持たせていただきたいなと思っております。その際には、誰もが気軽に参加できる場にしていきたいと考えております。ユースバジェットにつきましては、これまで御答弁さしあげましたが、参加者層の偏りなどの課題もあることから、本区としては慎重な対応が必要であるというふうに考えておりますが、声を聞く機会については引き続き行っていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。誰でも気軽に参加できる若者会議のような意見を聞ける場をつくるような御検討ということでしたので、安心したんですけど、一個申し上げておきたいのは、今やっているような区民参加の審議会、それからパブコメもそうなんんですけど、参加の実感とか変化の実感を感じにくい、特に若者にとって、じゃないかと思うんですね。若者自身が、この場はもう形骸化しているなと……。

○田中（と）委員長 沢田委員、参加した人が、参加したにもかかわらず変化したというふうに感じられないということを言っているのか、それとも、参加そのものをしていない人たちに対して呼び掛けているのか、どっち。

○沢田委員 正確にはどちらもですね。参加した中で変化を実感できるのはもちろんんですけど、参加していない人も、ああいう場があって、ああいう場に参加すれば、きっと自分たちの声が反映されて区政が変わっていくんだなって思えるという、その期待感のほうも大事なんですよね。そういう場にしていただきたいという話なんです。誰にも開かれているというのは。参加していない人に対しても開かれている、そうした情報発信が必要じゃないかということで、要は、そうしないとですね、多くの若者が、いや、この仕組みはもう形骸化しているなと、茶番だなとか、参加しても無駄だなと……。

○田中（と）委員長 それは誰の意見。

○沢田委員 思ってしまうようなものがもしあったとしたら、そういうものはやらないほうがいいと思うんです。そうなってしまう危険があるものはやらないほうがいいと思いますので……。

（発言する人あり）

○沢田委員 ああ、いや、これからやるから今言っているんですよ。くぎを刺しているんです。そういうふうにならないということを最大限配慮いただきたいなと。

（「配慮してるって」と言う人あり）

○沢田委員 あ、もうしてるんですね。今、もう配慮しているとおっしゃい……、ああ、御答弁。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 ちゃんと質問しなさい。

○沢田委員 今、配慮してるって声があったので、されているのかどうかをお聞きしたいと。

○田中（と）委員長 やじに答えないから。

○沢田委員 ああ、やじには答えなくてよかったです。失礼しました。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 これまでそういった配慮はしてきている、区としてはつもりではございますけれども、参加した方も参加しない方も変化を感じられる、区の取組にも期待が持てるような意見の聞く場にはしていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 ぜひお願いしたいと、そういう気概で計画の進行管理の部分をしっかりとやっていただければと思います。

あ、一個だけ。個別の要望ということではないんですけど、58ページの1-1-5に男女

平等参画の推進ってありますよね。先日の本会議で浅田委員が質問したんです、男女平等センターと区内の大学との連携についてですね。これ、今申し上げたとおり、学生が参加することで、学生とそしてその周りの若者、そして、もっと言うなら既存の区民の活動団体のそれぞれが変化を実感できる取組につながるものだと、有効な提案だと思いますので、御検討いただければと思います。

○田中（と）委員長 同じ会派のやつね。

鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 区内大学との連携につきましては、庁内でも様々な部署で成果を上げておりますし、この男女平等センターとの連携についても一定の効果は期待できるものというふうに認識をしております。ただ、御承知のとおり、担当は総務部になっておりますので、実施の可否につきましては私の方で確約できる立場ではございませんが、所管にはしっかり伝えてまいりたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。みんなだね。

白石委員。

○白石委員 僕はちょっと簡単に一点だけなんですけども、これ見させていただいて、前から、よく文京区の施策を全部網羅して分かりやすくしていただいたなと思っているんですけど、この中で一点だけちょっと気がついたのがあって、それ何かというと情報、いわゆる、これから情報社会になって膨大な中で、これから若者が生きていきますと。それに対して、行政サービスについてはいろんな情報をプッシュ型として使っていきますよというので、各政策で落ちているんですよ。で、その反面、これからは悪意のある情報に対して若者をいかに守っていくか。その若者がいかに社会の中で成長していくかというのが僕は一つのキーワードだと思っているんですが、そういう視点からこの若者計画を見ると、悪意ある情報に対することについての触れ合いが一点もないというふうに認識しているんですが、その辺の議論はあったのか。また、その辺の取扱いはしないのか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 47ページの4章のところに、主要項目とその方向性というところで、基本的な視点というのを書かせていただいております。この中に、4番の行政手続のデジタル化ですかDXの推進で幅広く情報の提供は図っていきたいところと考えております。また、悪意あるその情報に対して、若者に対してそういうものを防ぐことについての議論については、私ども、若者の支援をしている団体とも幾つかヒアリングを行っております。そ

この中では、闇バイトですとか、例えばですけども、闇バイトですとか、受け子の防止には、若者の孤立ですとか経済的困窮に同時に区が対応していく必要があるですとか、例えば貸付けなどの経済的な支援ですとか、闇バイト等に関する情報提供、それから、そういった若者に対しては夜間を含む居場所、こういったものが重要、有効であるという示唆を若者支援団体とのヒアリングで得たところでございます。そういった若者団体の情報を、いただいた情報ですね、これから私たち事務局が踏まえまして、若者の皆様がそういった事態に陥らないような展開にはしていきたいと考えております。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 この若者計画も各自治体でつくられると思うんですが、文の京ですから、教育的な面も含めていただいて、特色ある中で、僕は一つ、今日たまさか朝番組でやっていたのが、今、熊が多発していますよと。でもその映像も、各自治体が提供された写真はA Iで作成されていて、誤報だったと。それぐらい行政は、今、様々な悪意ある情報の中で苦しみ始めていると。だとすれば、この若者計画に私たちはこうやって頑張って情報を発信するけども、その中で受けた若者の方々は正しい情報を発信するような形で協力して、町会とかいろんなスポーツ団体とかもいろいろ書いてあるけど、それと同じような形の中で共に歩みましょうよという部分がつくっていただけるといいのかなというふうに思っていますので、その辺ももう一回ヒアリングしていただいて、再議論していただければと思います。

○田中（と）委員長 よろしいですか。

ほかに御質疑のある方。

手を挙げたのは、関川委員。

○関川委員 4章以降、具体的な、今までの若者計画のアンケートに基づいて、具体的な提案が77項目ということですけれども、経済的な自立について、若者はやっぱり一番困っているんじゃないかなというふうに思いますけれども、ページ48のところにあります若者が将来に希望を抱き、自立した生活を送るためには、安定した経済的な自立が必要である、あり、無業状態といった課題に対して、給付金の経済的支援や就労支援に向けた実践的なサポートを行うことというふうな記載がされておりますけれども、今まで給付金の支給については、住民税非課税の方や住民税の均等割だけの方のみを中心に経済的自立が行われてきたというようなこともありますて、若者への給付金の支給ということについては、子育て世代については給付金ということありますけれども、あと就職活動に向けてということでは、ハローワークを紹介するとかというようなことになるんでしょうか、なるんでしょうか

れども、若者の経済的な自立ということについては、やっぱり住み続けていただくために一番大事なことだなというふうに思いますが、その辺の77項目の中に、この項目はありますけど、この先のもっと具体的な施策について、どのようにお考えでしょうか。重点とかにはちょっと入っていませんけれども。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 こちらに記載している給付金というのは、委員がおっしゃったとおり、生活困窮者に向けた給付金が中心となって、貸付けも含めてですね、となっているところでございます。若者全般の皆様に向けて、子育て世帯については国のほうでも給付金のほうを考えているというところでございますけども、若者全般についての給付金については、国に対しましても、区の中でも、現在、行う計画はございません。この77事業はですね、低所得者だけではなく、若者の皆様の生活が向上するような事業を並べております。ただ並べただけではなく、4章のこの目標に向かって、それぞれの事業がレベルアップしていくことで、若者の皆様が区内でよりよい生活に資するものだというふうに考えておりますので、この77事業を中心にですね、若者の皆さん的生活の向上、生活の質の向上が図れるように努めたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 課長さんの今のお答えだと、若者に対する経済的な自立援助ということについては、その先のことがちょっと見えてこないなというふうに思うんですけども、私が生活相談を受けた方は、仕事がうまくいかなくて、生活、経済的困窮に陥っていましたけれども、生活保護の窓口と一緒に相談をしたところ、社協の貸付けのところを紹介をされて、社協の貸付けのところに行きましたら、生活保護の窓口に行ってくださいということで紹介されて、あっち、あっちへ行ったりこっちへ行ったりして、結局、経済的な自立についていい方法が見つからなかったという、そういう状況だったんですけども、こここのところで重層的事業が必要だということで、これを厚生委員会でも視察に行ったりして聞いてまいりましたけれども、この辺の若者の自立のところでは、重層的支援ということについては、いろんな課が関わるんだというようなことだというふうに思いますけれども、役所に来れない若者もいるところで、そういう方々に手を差し伸べることが重層的支援になるんだという課長さんの御答弁ありましたけど、この辺のところでもう少し深掘りした内容にしていかないと、それこそ、私、5月、この委員会じゃなかったんですけど、5月の委員会で多くの委員の方々から、若者、35歳から39歳までの方々の若者の人口流出が多くて、家賃助成をしてほしいと

いうようなこういう具体的な施策が多くの委員から出されていたと思いますけれども、具体的にそういうところに踏み込んでやっていかないと、文京区の人口、一旦16万まで落ちましたけれども、今、23万人まで回復しましたけれども、やっぱり、こういう人口流出の多いところに力を入れていかないと、やはりまた人口が減っていくというようなことにつながっていいくのではないかというふうに思いますけれど、その辺いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 重層の部分の話につきましてはですね、役所に来れない若者の方も当然いらっしゃるかと思います。地域の資源を、民生委員さん、民生・児童委員さん、こういった地域資源等も活用させていただきながら、重層的支援体制整備事業も今年度からスタートしたものでございますけれども、しっかりと福祉部を中心に確立していく必要があるというふうに考えております。若者の皆様のお住まいの部分については、たくさんの委員からいただいているところでございます。35歳から39歳の層の減少というのも、大変ゆゆしき事態だというふうには受け止めているところでございます。

ただ、先日の区長の代表質問での答弁でもさせていただきましたとおり、人口や世帯数が増加をして、住宅ストックも増加をしていることから、定住促進型の施策については一定の役割を果たしておりますので、そういった助成のほうは、現在、実施をする考えはございません。住まいの安定だけではなくて、就労支援ですとか地域交流の場の提供については、この計画事業にも記載をされておりますので、そういった住宅以外の生活の充実を図ることで、若者の皆様が区内で生活しやすい環境のほうを整えていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 経済的自立について、もう少し具体的な答弁をお願い、経済的な自立について。

○田中（と）委員長 まだ、多分、計画に落とし込まれてないからできないんじゃないの。

鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今回のこの計画事業に記載させていただいたのは、比較的この低所得者向けの給付ですか貸付けのほうを記載させていただいております。今、いただきました委員からの御発言につきましては、福祉部等とも共有をしていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 もう少し経済的自立などについて、あと、住み続けられる文京ということについては、せっかく7万人の若者の悉皆調査を行ったわけですから、ぜひこの辺の困難な項目に

については、もう少し踏み込んで重点施策に入していくとかやっていただければというふうに思います。

この間、文教委員会で盛岡の市議会、視察させていただきましたけれど、盛岡市議会では、若者が住み続けられる、それから、18歳選挙権になったことに対して政治的な関心を持ってもらうために、高校生サミットや盛岡大学などの大学と交流をするなどのことが行われていて、やっぱり若者が盛岡から離れて東京とかに来て戻らないというようなことで、人口減少があるというようなことで、そういうところから努力しているというようなことをお聞きしましたけれども、ぜひこの77項目の中に、もう少しこの二つの困難な事例について、重点に踏み込んで具体的に、項目だけ書いているんじゃなくて、もう少し踏み込んでやっていただければというふうに思います。

それから、若者の健康事業についてですけど、若者、35歳から39歳までの健康事業は、ちょうどはざまになっておりますので、18歳までは子どもの医療費の助成、40歳からは特定健診があります。そのはざまになっていて、お勧めしている社保の方は大丈夫なんんですけど、国保に加入をしていらっしゃる方については何の補助もないということで、ちょうど中間的なところでの健康対策というところでは、これについてもう少し踏み込んでやっていただけないでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 19歳から39歳の若者の方はですね、就職ですとか、転職ですとか、出産等で生活環境が変わって、また、職域の健診がない場合だと、受診、健康診断、そういう受診が途切れやすい層とも言えるというふうに認識をしています。区のほうでは保健衛生部が中心となりまして、39歳以下の方の健康診断、それから各種健康事業、この建物には3階に健康センターもございます。そのほか、今年度は保健衛生部のほうで健康アプリのほうも作成をしたところでございまして、そういったところで健康づくりの行動を後押ししているところかなと思っております。

加えまして、がん検診ですか、精神保健相談ですか、あとはこここの計画事業にも記載しておりますが、禁煙に関する支援、こういったものも行っておりまして、心身の不調を早期に把握している対応は整えているところでございます。これにより、若者の健康維持に必要な支援は総合的に進められているものというふうに認識をしております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 若者の健康についてですが、こここの項目の中にはあります、39歳になつたらば特定

健診の御案内をさしあげるというふうな2行だけで、あとは具体的にどういうふうに援助していくのか、もうちょっとやっぱりこの点についても踏み込んでやっていただきたいというふうに思います。

それから、69ページにありますヤングケアラーの支援ですけれども、ここでも出てきます重層的支援体制事業と連携してって書いてありますけども、ヤングケアラーの問題については、だんだん周知されてきているのかなというふうに思いますけども、今回の若者計画の調査の中でヤングケアラーの問題も出てきたので、この77項目の中で対策ということになったというふうに思いますけど、区内にヤングケアラーは、今、何人ぐらいいて、ヤングケアラーについては、居場所の紹介だけじゃなくて、ヤングケアラーについては、もうちょっと、もう少しくさんの人たちに周知をしていくということや、具体的にもっと踏み込んだヤングケアラーについての対策がやっぱり必要だというふうに思いますので、その辺いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 大戸所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 ヤングケアラー支援につきましては、今年度から子ども家庭支援センターのほうに業務移管ということで実施してきたところでございます。今年度につきましては、関川委員のほうからお話をありましたとおり、確実にですね、子どもに対する知ること、気づくことを発端としまして、また、相談窓口の充実、学校と協力したタブレット端末を使った相談窓口の充実とか、それから、つい先月ですけれども、10月25日号で、区報でですね、ヤングケアラー支援ということで、1面で区民の皆様に御周知したところでございます。その中で、今後のことなんですかとも、今、ヤングケアラー世帯ってどのぐらいなのかということの把握なんですが、今月の11月から、実はまず実態調査を始めました。関わりとしては、小学校の、区立の小・中学校、全校生徒に対しましてですね、小学校4年生からなんですけど、対しまして、実態調査を行いまして、その結果をもって、また、どのぐらいの数なのかということを把握をまずスタートしたいと。それから、現在把握しているのはですね、業務移管前に各地域支援機関とかそういったところで確認したところで、二十数件というふうに伺っております。

今後なんですかとも、実態把握には、毎年、実態調査を行う中で努めていきたいというふうに考えております。具体的なところは、小学校、小・中学校に限らず、その上の若者なんですかとも、若者にすぐ19歳からのところに行けるかというと、段階的なところで、その手前の、まだ分からぬんですけど、高校生とかですね、そういったところにも着実に実態

調査を行いながらですね、支援に一人でも結びつけられるように行っていきたいというふうに考えております。

(「ありがとうございました」と言う人あり)

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 健康に関する記載につきましては、39歳以下、様々な取組を行っておりますので、記載については、また今後検討させていたいと、いきたいと考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ヤングケアラーについては、今、課長さんのほうからお答えましたが、ここ数年で、ヤングケアラーについては周知が広まっているのと、それからアンケートをとるというようなことでは、少しずつ進んできているなというふうに思っております。

小・中学生のところでのヤングケアラー、実態をきちっと、4年生からということですけども、学業に影響するようではやっぱり駄目だというふうに思うので、ぜひその辺のところでは、介護保険の制度を知っていても利用しにくい、利用したがらないというような実態があるようですから、世間一般には、そういう方々にも働きかけていただいて、今年の11月には、11月からまた実態調査をするということですので、ぜひその辺はきちんとつかんでいただいて、もっとこのヤングケアラーの問題が前進するようにお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一点ですが、ひきこもりの総合的な支援の推進ということで、ひきこもり支援センターが生活福祉課にできまして、相談件数が増えているというふうに思いますけど、センターの相談がこの書いてある中で260件、延べだと思いますが、それから、STEP、STEPでの相談件数が、これも延べだと思いますが、960件というようなことで、センターよりもSTEPのほうが相談件数が多くなっている要因というのはどういうふうなことなんでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 私の持っている数字でも、令和6年の実績、ひきこもり支援センターが253件、事業を委託している茗荷谷クラブのほうが987件となっております。その差については、ちょっと私のほうでは把握をしておりませんが、また、後ほど所管のほうに確認をいたしまして、茗荷谷クラブのほうが、ちょっと私の推測になりますけども、茗荷谷クラブのほうが当然歴史もありまして、こういった実績が高いところにつながっているのかと思いますが、所管に確認をいたしまして、この数字が伸びることがいいのかどうかはまた別の議論

になりますけれども、所管のほうと情報については共有してまいりたいと考えております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。このひきこもり支援センター、ひきこもりについては、なかなかやっぱり解決するのは時間がかかることだというふうに思いますけれども、茗荷谷クラブだけじゃなくて、もっとやっぱり相談の窓口が広げていくとかしていっていただきたいというふうに思います。私の知り合いの娘さんが、会計事務所に就職して、職場でいじめに遭っちゃって、それからひきこもりになってしまって、最近やっとコンビニへの買物ができるようになったというようなことで、なかなかひきこもりから社会生活に復帰するのには本当に大変なことだというふうに思いますので、この問題についてもう少し踏み込んでいただいて、ひきこもりセンターができましたことを機会に、ぜひ具体的な施策77項目の中の5行に書いてありますけども、経済的な支援を伴って、経済的、財政支援を伴って、もう少しのひきこもりの問題が解決できるような施策にしていっていただきたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひします。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 初めに、この委員会に参加できて本当にうれしいなと思っていまして、宮本議員からバトンを受けて、今回、若者計画策定の議論に参加できることを感謝しながら、一つ一つちょっと確認をして、一番いい文京区らしい、そして初めて若者に関する計画ができますので、そういう計画が策定されること、一緒に走っていきたいなというふうに思っています。

私は最後に検討を進めていますと、若者の生活と意識に関する調査等で把握したニーズを踏まえて、庁内で新たな若者施策の検討を進めてまいりますというところ、非常に注目をしております。77事業のうち76既存事業ということで、今までずっと若者に向けた施策は文京区やってきていただきました。若者という文字が冠する所管名はないですけれども、そういった事業を様々な教育や、福祉や、医療や、経済課にもあったでしょうし、広報の部分でもあったでしょうし、やってきたと。ただ、やはりそこにこぼれた方たちや、まだ十分じゃないというお声が高まってきたというのも一つあるし、一方で、文京区の若者の特徴的なことから言えば、ポジティブな課題感といいますか、もっと自分の能力を世のためにというか、文京区のために使っていきたい、そういうポジティブな思いも散見されます。

私自身も9月の定例議会でも御紹介させていただきましたけども、24人の社会人だったり、それから大学生だったり、起業した方だったり、弁護士さんだったり、いろんな仕事をして

いる方たちと、2か月余り、若者会議やってきました。子育て支援課長やね、富沢さんなんかも、現場の若者の皆さん、子どもを集めて、リアルに声を聞いていこうという取組やってくださっていますけども、12人ね、若者ミーティングもやってくださいましたけど、その人集めの大変さとかですね、それを声を集めて施策に落とし込んで、それをやりました。やつて、みんなどうという声をまた拾ったりとか、改善したりというところまで考えると、物すごい労力かかるって、私も端くれというか、その氷山の一角みたいな感じですけども、取組をしてみて大変だなと思っています。

ただ、そういういたこの検討の今のスケジュールですか、どういう段階で発表してくれるのか。これはスケジュール案を見ますと、2月定例議会で最終案が決定するということなので、これまでにはどのくらいのボリューム感なのかもちょっとお聞きしたいなと思いますよ。10枚ぐらいこの後についてくるのか、2枚ぐらいなのか、そのぐらいのボリュームというのは、どのぐらいの感じでについてくるのかということも知りたいですし、改めて、その根拠となっている資料とか、それから、その意見は何なのかということを改めて確認したいんですね。それは、さっき言った7万人の全数調査であったり、若者ミーティングだったりするんですけど、差し引いても六万何千人ぐらいの人は声出してないじゃないですか。そういう声をこれからどうやって捉えるのかということも含めて、今後の検討の状況の、そういういた、今、私が聞いた部分をちょっと最初に答えていただけますでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今回、7万人のうちの1万4,000の方からお声をいただきましたが、ほぼ全て私のほうで目を通させていただいて、今回のこの計画、特にこの第4章の表現の部分はですね、この若者の皆さんのが声を踏まえてつくったところは自負をしているところでございます。そのことによってですね、大変ポジティブな表現の言い回しにはなっているのかなというふうに感じているところでございます。

新規事業につきましては、まだ本当に、何度もすいません、繰り返しの答弁になってしまいますが、今、検討中というところでございまして、例えば、例えばの例で言いますと、若者に必要な、若者が集えるような空間づくりですとか、そこで例えば定期的にお声を聞く機会を設けたりだとか、交流をする場だとか、そういうものを設けられればいいのかなと思っていますが、それが第5章のところで追加できるかどうかについても、今後になりますが、最終案でお示しができるように努めていきたいというふうに考えております。

5万6,000人、7万人のうちの1万4,000人ですので、引き算をすると5万6,000人ぐらい

の方のお声は今回の全数調査で聞けてないわけですが、それを解消するべくですね、全数調査ではなく、質的な調査ということで、今回の1ページ目にも記載をさせていただいておりますオンラインでのミーティング、これもちょっと参加者は12人でございましたが、そういったものも踏まえさせていただきましたし、(4)にあります区内の居場所事業、居場所施設ですね、直接お声を聞いて深掘りをしていったわけでございます。こういった量的調査、質的調査を行ってきたことで、5万6,000人の声を聞いたとは言いませんけれども、聞いた、聞いたことは、聞いたことにはなりませんが、そういった質的な調査、量的な調査で、若者の声、今後もまた拾い上げていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。確かに問い合わせたんだけど、答えていただいたということにはならないけれども、そういったことを皆さんに聞きましたというのは、他区の事例で言ったら、例えば3,000人の抽出アンケートをやって25%回答しましたとかというのに比べてパーセンテージが劣るんじゃないのって思うけれども、そういった7万人全員に聞いたというアクションは評価するところなのかなと思うんですが、これから、今、課長がおっしゃってくださった、47ページにある若者の意見表明機会の確保というところは、私たち公明党としても非常に重要な感じで、常設的に若者、リアルな若者とのキャッチボールをする機会というのをつくっていただきたいなということと、あとは、先ほど白石委員が発信のことですね、悪意を持ったほうのお話ありましたけど、それすごく大事で、ファクトチェックというのは絶対やっていって、文京区そんな情報発信していないよって、これすごく大事で、うちの党も今やろうとしている、やっているところなんんですけど、むしろ、むしろというか、やっぱりやっていることの発信を、フィードバックとしてもそうだけど、実際に若者にしっかりと届けていくという発信をしっかりとやっていただきたいですね。それによつてまた、え、私たち希望したのはそういうんじゃなくて、こういうのなんだけどという、また改善をしたりということも含めて、情報発信はしっかりとやっていきたいので、意見表明機会の確保と情報発信の部分の具体的なイメージを教えていただきたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 この47ページの1番と4番を中心に、今、委員から御提案をいただきましたけれども、具体的なイメージは、まさにここに書いてあるところを各所管課がしっかりと読み込んで、各課で、セクションで取り組んでいただくべきものだというふうに思っております。

少し具体的に言いますと、この4番の情報発信の部分、少し記載がありますが、A I等の最新技術を活用しというような表現は、これは実際に区内の居場所施設に私たちが伺って、その若者の皆様からいただいた声を言葉として取り入れて、ここに入れさせていただいた表現でございますので、この1番については4行、4番については5行の表現でございますが、これから、今、計画策定途中で、府内と議論をしているところでございますけども、今後も、策定後もですね、まず府内のほうにこの1番、4番、ほか2番、3番も当然そうですが、府内のほうに我々のほうからしっかりと説明をしていって、具体的な情報発信、意見表明の機会につながるように努めていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 最後に一つだけ、先ほども私のほうからお話をさせていただいて、若者計画というのは今までなかったけれども、様々な部署の中で若者に向けた施策を展開していただきましたと。若者の名前を冠にした所管名もありませんでしたと。これからそういう若者の名前を冠にした所管名をつくってくださいとお願いをして、検討しますというようなお話をございます。データによっても、令和5年から令和15年ぐらいの10年間は若者が増えていきますよというデータが示されているところです。やっぱり若者というのは宝なんだと。二十歳を超えたら、18歳を超えたらもう自立できるでしょということではやっぱりなくって、そういう自立をしていく若者もポジティブに応援をするし、なかなか社会の中に溶け込めないといった困難さを抱えている若者も抱き締めて進めていきますと、そういう政策を薄めて言っちゃいけないということなので、両方とも爆走させていただきたいということなので、ぜひですね、子ども、今、家庭部という名前ですけど、子ども・若者という部名についていただきたいし、子ども・若者支援課というような所管名にもしっかりと落とし込んでいただきたいというふうに思うんですが、このあたりの見解を教えてください。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 前回も委員から御提案をいただきまして、今、具体的な部名まで御提案をいただいたところでございますけども、今年度中にこの若者計画、それから、子どもの権利条例も制定できるということで、子ども・若者施策が文京区として新たなステージに突入していくんだなという実感を持っているところでございます。その実現に向けた新たな部署名、それから、その体制にふさわしいですね、名称、当然、区民の皆様にも分かりやすい名称というのは当然必要でございますので、委員の御提案も一つの参考とさせていただきながら、組織の在り方については、企画政策部とも検討して進めていきたいというふうに考え

ております。

(「まとめます」と言う人あり)

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。いずれにしても、本当に文京区らしい、それで文京区の若者が持っている課題を解決できるように、77事業にしっかり落とし込んでいただきましたし、また、進行管理においても、選定していただいたオレンジの部分については意を用いてやっていただきたいというふうにも思います。今言った御意見をぜひ反映をしていただきて、2月の最終案を楽しみにしております。ありがとうございました。

○田中（と）委員長 続いて、小林れい子委員。

○小林委員 私のほうからは、第5章の計画の体系・計画事業の中身について幾つか質問させていただきます。

区の事業の中で、単身も子育て世帯も含めて、また、困難を抱えている人も抱えていない人も含めて、まるっと19歳から39歳の若者向けに該当するものを整理した結果なので仕方ない面もあると思うんですけども、やはり、例えば子育て支援計画などと比較しますと、いや、ターゲットがぼやけてしまう事業も多く、これは若者向けなんだろうかと思う事業も多々含まれていたりして、これは自分のための計画だと自覚できるような若者向けの事業というのは、やっぱりこれまで少なかったのではないかというような印象をこの羅列の中を見る感じでは受けてしまいました。

例えば、ひきこもり支援にしても、8050問題というよりは、文京区では不登校からひきこもりになるケースも多いから、若者計画でもシームレスにこれからしっかりとやっていくんだというような表現に変えたりすることで、当事者として実感しやすくなると思うんです。若者計画というのは、誰のための、何のための計画で、どんな事業が展開されているのかということがあなたがもう少し明確に分かる、なるといいのではないかなどというふうに思いました。

ほかにも、例えば、大項目1の充実したライフデザインの支援も様々ありますけれども、就労する子育て世帯の生活をがっちり支えているのは保育園だったりするわけですけれども、ここでは一時預かりなどはともかく、誰でも通園制度、こちら、これは親のためというよりは子どもの、子どもの中心のためというか、子どものための制度ですし、そういうものがピックアップされていて、ちょっと理由というか、その目的とその事業との関係性が分かりにくいなというふうに思いました。

一方、障害児や不登校児を抱える家族の目線で見れば、親が就労できない課題を何とかし

てほしいという相談をよく受けるので、障害児であれば放課後デーとかそういう居場所もあるなとは思うんですけども、不登校児の居場所ももちろんありますけれども、さらに欲しいなというような要望をよく聞いていますし、また、18歳過ぎたら障害者の居場所もなくなるというのが切実な課題で、18歳過ぎたら当事者となりますけれども、そういった切実な問題もあります。

また、最近は発達障害の人たちも増えていますけれども、厚労省の事業として、発達障害の診断には至らないグレーゾーンの人への精神面のケアを含めた就労支援をする地域若者サポートステーションのモデル事業があるそうなんですが、文京区でも必要ではないかなというふうに私は思っているんですけども、このあたりについて、既存事業として類似のものがあるんでしたら、もちろんこの中にちゃんと入れておいてほしいですし、整理したり追加したりすることができるのかどうかということをまずお伺いします。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、この区のこの若者計画がですね、全ての若者にとって、自分が当事者だというふうに認識いただけるような表現については、細部にわたってこだわっていきたいというふうに考えております。まだ修正も可能だというふうに思っております。

今回のこの計画事業の選定の仕方は、この視点、三つの視点、それから、あ、四つの視点ですね。それから、三つの大項目、六つの小項目に関連するものを府内全ての部署と協議をして進めてきたところでございます。

それから、今、具体的な事業名も委員のほうから挙げていただきましたが、基本的に区独自の事業を掲載しておりますので、国や東京都、そういった事業については掲載をしていないところでございます。引き続き、今回、77事業には入っておりませんが、引き続き、参考となる情報については、私どもも承ってまいりたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 小林れい子委員。

○小林委員 続きまして、ぜひお願ひいたしますということと、大項目2の社会的自立への援助のところでお伺いをしたいんですけども、子どもや若者の自殺が増えていることが、今、社会問題になっていて、子どものための自殺防止の新ガイドライン、作成する動きなんかもあつたりしますけれども、区でも68ページにあるゲートキーパー養成講座、心のサポーター養成研修はここで書かれていますけれども、それ以外にもICTの活用でつなげる相談事業などもやっているんですけども、やっぱり当事者の直接支援につながる自殺対策として、そっち、そういうことも取り上げるべきではないかということを一つ。

また、ケアリーバーの支援、70ページにつきましては、これぜひとも進めさせていただきたいと思いますが、ここに住まいに関する援助とあります。以前から要望しているところなんですがけれども、ケアリーバー以外にも、困難を抱える若者にも居住支援をぜひ、先ほど来、前回の、これまでの議論の中でも様々な委員から居住支援のほうというのは出ていると思いますので、特に困っている人からはちょっとずつ拡充していっていただきたいなというのと、それを申し上げるのはなぜかといいますと、居場所のない若者たちへの住まい、仕事のサポートを行っているサンカクシャさんによると、昨年度受けた新規相談者数235人で、そのうち家や家族が怖くて帰れない若者は62%、そのうち35%が公的支援につながっていないというそなんです。なので、そうしたケアリーバーだけではなくて、そういう人たちにもぜひ広げていっていただきたいということ。

また、これも以前から要望しているところでありますけれども、困難を抱える女性向けは、ほほえみネットワークとか出来上がっていますけれども、若年女性向けの居場所事業、居場所が文京区にはまだありません。居場所も含めて、シェアハウスやシェルター、あと、自立援助ホーム、また、特定妊婦の支援施設なども文京区にはないところです。多分、文京区ならではのというか、文京区のそいつたニーズに合わせて選ぶ必要はあると思うんですけども、若者計画ができる今こそ検討する時期だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、自殺対策に関する御質問でございますけども、若者計画におきましても、この自殺対策、それから孤独や、それに起因する孤独ですかメンタルヘルス、こういったものの課題に的確に対応していく必要があるというふうに認識をしております。相談事業が当然メインになってきますけども、計画の一番頭ですね、1－1－1のところに各種相談窓口ということで、当然、この中には自殺対策も含めて網羅的に掲載をさせていただいているところであります。ＩＣＴの取組も進めたというふうに、保健衛生部からは情報は聞いておりますけれども、自殺対策に関するその他の既存の取組につきましては、自殺対策計画等に基づいて、自殺の未然防止に努めていくことを考えているところでございます。

そのほか、女性の居場所の部分に関しましては、行政につながりにくい若年女性、それからケアリーバー、こういったものが安心して立ち寄れて、本人が相談にこう思いつかないような段階でも受け止められる多様な入り口づくり、こういったものはすごく重要なだなというふうに思っております。若者計画の検討の中では、関係部局、関係機関とも情報を共有しつつですね、若年女性、ケアリーバーへの支援の在り方については、引き続き研究していくた

いというふうに考えております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ぜひ進めていっていただきたいと思います。

最後に、先ほど田中香澄委員のほうからの議論の中で、若者計画を全庁的に進めていくための組織ができる方向性がこれまで示されていたかと思いますけれども、もしできるのであれば、ぜひ80ページの最後のページ、これから新しい事業とかも考えているんですよというところに、部署もできる、部署ができて、全庁的にそういうふうに取り組んでいけるような進行管理もやっていただける部署ができるということを示していただければいいんじゃないかなというふうに思うので、それは要望としてお願いします。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。

名取委員。

○名取委員 この第5章で、計画77、整理していただいたことは大変感謝しておりますけれども、これは第4章でね、主要項目と方向性ということを示した上でこの第5章で77の事業という形になっているんですが、先ほどからの議論聞いていますと、その新規の事業が1個しかなくてね、残りの事業は、これが横引きしただけじゃなくてね、それぞれ拡充ですか、そういう、単純に若者に関係あるのはこれとこれとこれだなっていってこっちに持ってきたというようなイメージを与えかねないと思うんですよ。で、そのあたりで、もう庁内のその整理とかね、漏れがないかとかというようなことを、どういうふうにね、庁内で調整しながらここまで積み上げてきたのかなというのをちょっとと一点お聞きしたいんですけども。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今、委員の御認識のとおりですね、この第5章は、若者計画のこの4章の主要項目と、その方向性にマッチした若者施策を庁内で洗い出しを行いまして、計画事業として整理をしたものでございます。その選定に当たっては、全庁への調査、それから私ども事務局と各部署での個別のヒアリング、こういったものを行って、位置づけを確認を、何度も確認をしてですね、主要項目ごとに振り分けて、漏れや重複が生じないように留意したところでございます。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。さっき言った新規がね、一つしかここには出てきてないけども、今、各委員をお話しいただいたとおり、もっと深掘りしていくとね、様々な若者施策というのが見えてくるのかなと思うんで、そこはぜひ一点、もう少し考えながら前に進め

てってほしいなというふうには思いますので、御検討をお願いいたします。

また、ちょっと私自身が気になったのがね、項目でいうと3章に戻っちゃうんですけども、この39ページにある孤独を感じるという若者が30%いると。今まで意見ありましたけどもね、区としてこの数字に対してクロス集計とかもなさっているとは思うんですけども、どういう分析をしているのかなということと、どのような認識をこの30%の孤独を感じている人たちに対して思っているのかなというのをお聞きしたいんですが。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 どちらかといえば孤独を感じるということも、方も含めてになりますけども、孤独を感じる人が約30%という数字は、所管の課長としても非常に高い印象は受けたところでございます。非常に気になる点の一つであったため、ちょっとより深く、ちょっとこれについてはクロス集計を行っております。孤独を感じるに当たるというふうに選択をした方の分析といたしまして、41ページのほうにですね、社会参加活動に関する質問があるんですけど、子どもに関する活動ですとか、町会活動等に参加する割合が、当たるに選択した方が相対的に低かったんですね。それから、その一方で、すいません、ページが行ったり来たりで、30ページなんですが、国や自治体に求める結婚支援についての質問もさせていただいておりますが、これも孤独だと感じる方、当たるチェックをした方ですね、出会いの場や機会の創出を求める割合は、これは逆に相対的に高かったという結果が出ております。約3割という数字、楽観視できない結果でもありますので、この今言った分析を基にですね、どういった対応が必要なのか、どういった施策が必要なのかというのは、引き続き検討は重ねていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 今、報告あったとおりね、そういった分析を受けて、新たな施策を庁内でも検討していくというイメージを受けたんですけども、課題も明確だし、具体的に、具体的にね、どのようなことをやっているかというのを、言える範囲で結構なんで、もし何かお考えがあれば示していただきたいなと思いますが。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今、委員からお話があったとおり、今回の全数調査でも、一つの、今、例も挙げさせていただきましたが、どういった施策が必要なのか、課題が明確になったのかなというふうに思っております。先ほど田中香澄委員のところでも少し申し上げましたが、まだ検討中の段階なので明言はできないんですけども、例えばの例で申し上げますと、若者

の皆様が集える空間であったりだとか、その空間の中で交流できるイベント、地域での交流ですとか、同世代での交流ですとか、そういったイベントを行ったり、これもたくさん委員の方から出ている若者の聞く機会、その空間の中で、そういった機会のイベントというのも定期的に行う、こういったことを実施をすることによって、若者の皆様にとって有益な施策となるようつなげていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。これ、この報告があるたんびに、あまりにもね、若者の範囲というのが広過ぎるし、それぞれの置かれている立場が物すごい幅広いじゃないですか。で、その全体を網羅しようとすると、どうしても計画としてばやけちゃうような印象を私自身は持っているんですね。その中で、もう、この世代の人たちが全てが幸せになれる文京区というのはなかなか難しいだろうなと思うんですけども、広い、1万7,000人でしたっけ、アンケートに、あ、1万4,000人、のアンケートに答えてくれた人たちの思いとかね、そういったものを詰め込んだような計画にしてほしいなと思いますし、幅広い中でも、何というのかな、広く浅くじゃないんですけれども、どんな立場の人たちも、この計画を読んでいけば自分に当てはまるものが、当てはまることを文京区でやってくれているなというようなものにしていただければありがたいなと思いますので、もうひとつの検討をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中（と）委員長 続いて、金子委員。

○金子委員 若者計画の質疑の中でですね、これまでもやってきましたけども、私たちは経済的な自立の支援というのね、この基本方向にも入っていますけども、具体的にね、家賃補助とか、それから返済不要の奨学金とか、それから交通費の支援とかね、それから、ひきこもりという点でも、先ほど茗荷谷クラブみたいなところで利用されて相談されている方いるんだけど、経済的な負担というのはあって、そういうものの解消とか、そういうのを言ってきたけど、過去2回か3回やった質疑の中ではね、それは検討対象でないという答弁なんですよ。だから、改めて今日は現状についてのね、じゃあ、認識とか分析というのはどうなっているのか。つまり、経済的な格差、自立への支援が必要な事態の原因というのはどういうふうに考えているのかっていうのをちょっと聞きたいんですよね。

一つは、この委員会でずっと話題になってる35歳から39歳の人口が減少傾向にありますと。これ先ほど課長さんの答弁でも、ゆゆしき事態ですよね、ゆゆしき。確かにそうだと思いま

すよ。人口構造としてね、全体は増えているのに、そこの部分だけ減るというのは、それは確かにゆゆしき事態というのはですね、放置すると重大な結果につながる深刻で看過できないとか、多分そういう意味だというふうに思うんです。その認識はね、間違いないと思うんですよ。町場へ行くと、だから、おみこし担ぐ人がいないという、すぐそういう話になるけども、そういうことにもあらわれていると思うんですね。

それで、これ人口構造を見ますとね、平成28年から平成30年までは3年連続で減少した後ですね、平成31年から令和2年については、逆にコロナの中で増加しているわけですね。だから、都心から、この辺から通いがいいとこに引っ越すというようなこともたしかあったというふうにも記憶しているので、そういうことなのかなというふうに思ったりしますけど、ただ、その後また5年連続で令和7年度まで減少していると。ピークのですね、令和2年の1万8,683人というのから令和7年の1万7,255人のとこ見ますと、ピークから約ね、8%弱減っているんですよ。これはね、おっしゃるようにゆゆしき事態だというふうに思うわけです。これがなぜ起きているのかね、明確に答弁いただきたいと思います。

それからね、それとの関連で、私はね、これはもうこのアンケートの結果にもあらわれているように、家賃が高いと。居住費高い。これ報道ずっとされていますから繰り返しませんけど、中古の70平米のマンションで1億円とかという話になっていますよね。それで、なぜですね、都心6区とかいいますけども、文京でなぜ家賃、居住費が高騰しており、何で居住費への経済的支援が必要、そこまで記述としてあるわけですよ。居住費とはいってないけども、経済的な支援が必要って言ってるわけですね。なぜそういう事態にこの都心でなっているのかと。何で家賃高騰しているのかと。これ具体的な検討、原因の認識というのを今日聞いておきたいというふうに思います。

○田中（と）委員長 誰に聞きたいの。鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 35歳から39歳、ここだけが減少しておりますので、これは先ほどのような表現、ゆゆしき事態というふうにちょっと答弁をさせていただいたところでございます。

なぜ起きているのかというところは、今回のこの7万人の全数調査の中で、転出の理由をちょっと聞いていないものですから、正確な分析ではないんですけども、全数調査の自由意見、それからオンラインで、まあ、12人の若者の皆様ですけれども、そういったところから聞いた直接の生の声から判断をしますと、当然かもしれませんのが、35歳から39歳のファミリー世帯の転入よりも、お子さんが増えて、家が手狭になって転出される世帯のほうが上回った。それは、多分、家賃のことも含めてですね、転出をしてしまったものではないのかな

というふうに見解は、担当課としての見解はそのような感じでございます。

なぜ、その都心の住宅が高騰しているかにつきましては、それは私のほうでは、それも正確に述べられませんが、当然、需要と供給のバランスによる結果だというふうに認識をしています。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 この議論の中では、都市計画部にもこの結果は伝えてね、協議はしてまいりましたというのが9月の答弁なんですよ。だから、この種の、家賃の高騰ですけどね、この種の話はですね、都市計画部の皆さん、よく知っていらっしゃるはずなんです、本当は。それで、2000年以降ですね、都心のやっぱり再開発って物すごいんですね。特に春日の開発も、都市再生緊促っていう補助金ありましたけども、特別な都市再生っていうような位置づけがされて、特に規制緩和をやって、よくいうタワーマンション型のマンションを供給したと。高級ですから家賃は上がると。こういう構造になっていることはね、これはもう火を見るより明らかですよね。つまり、これは政治的に政策的にそういうことが誘導された結果だというふうに思うんですね。そういう認識ね、持っていただきたいというふうに思うんですよ。都市計画部と協議されているんですから。都市計画部の方がそういうことを言っていましたということはおっしゃってないからね、言ってないのかどうか分かりませんよ。それで、私はそういうふうに捉える必要がある。つまり、そうしたら、政策的に、から出てきた困難とかね、課題については、政策的に応えることが、それは行政とか自治体とか国に求められる、こういう捉え方をするべきだというふうに思うんだよね。

それで、家賃補助のことでちょっと聞きますけども、これ検討されてないといふんだけれども、検討されてないのかどうかね。この間、考えてないのか、考えもしなかったのかということですよ。

それで、都市計画部からは、先ほど来、答弁あったように、住宅ストック回復していると、世帯数は回復していると。世帯数はこの30代後半のとこ回復してませんからね。減ってます。都市計画部の認識が間違っているというふうにきちっと指摘していただきたいといけないんだけども、住宅ストックいくら回復してもですね、高いのが回復したって、それは手が届かないから、若者のミーティングでもね、大変だという声出ているわけですね。家賃が、賃貸が高く、住み始めの頃は赤字が続いていた。今も貯蓄が難しいと、こうなっちゃうんですね。

それで、家賃補助というのはですね、自治体の施策の中でよく経常経費の後年度負担みた

いな話にすぐ捉えられて、やらないという結論がすぐ出てくるんだと思うんです。始めるのも慎重とかね。だけど、住民の声に基づいてやっている自治体って結構あるんですね。例えば、お隣の新宿では、年間の予算で約7,100万ぐらい。それでこれはね、90年代の前半ぐらいから続いているんですよ。若者のところのね、月額3万円、最長5年間。これ、どうも昨日見たら抽せん制だから、予算ある限りということになっていて、じゃあ、公平性がとかつてすぐね、なると思うんだけども、長く続いている。これの出発はね、少し住宅やっている人に聞きましたら、たしか早稲田の学生の人が要望したんですよと。陳情絡みで始まったんです。それでね、文京区でも92年か3年ぐらいに、私、当時、署名やって要望しましてね、その後ね、94年か5年ぐらいから新婚世帯の支援やりましたよね、家賃補助ね。その方はね、私、実際使った方を知っています。区内にね、子育て大体終えて住んでいるんですよ。うん。それから、もう1世帯は、引っ越ししたけども、区内で働いている方いるんですよ。だから、そういう成果を生んでいるということをね、都市計画部の方によく伝えて、協議をもう一回やっていただけませんかというふうに思うんですね。

それで、こんなに家賃が高くて大変だという声がもうわんさと来ているアンケート、ミーティングの結果。もう一回都市計画部と協議して、新宿ではね、家賃補助やっている所管課はなんか土木部みたいなんですけども、それはどこでもいいんです。

○田中（と）委員長 金子委員、家賃補助の話は関川先生もされているので、共産党としてさ……。

○金子委員 私は原因を聞いてる。じゃあ、この検討経過を……。

○田中（と）委員長 同じ答弁は求めないでください。

○金子委員 いやいや、この間の検討経過をさっきね、言ってくださいって言ったから。

それと……。

○田中（と）委員長 さっき答えたと思うよ。

○金子委員 他の自治体の施策についてはね、点検というか調査されました。私、新宿言ったけど、千代田、目黒、それから、この近くだと埼玉でいうと川口とかね、やってるところあるんですよ。川口も最近始めたみたいですが、他の自治体の施策というのはね、調査されているんですか。どうですか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 他の自治体の課題というのは様々あるかと思います。文京区におきましては、これ実際、私、1万4,000人のこの結果を基に都市計画部と協議はしました。ただ、

結論は、何度も繰り返しになりますが、助成はしないという結論が出ています。この理由としましては、例えば対象設定の難しさですとか、他の世代との公平性の観点、それから、恒常的な財政支出、当然、その限られた財源の中で、文京区全体としてどういったところに予算を振り分けるかというのは、これは各部署と企画政策部との協議の中で決まっていくものでございますので、繰り返しになりますが、住宅施策、家賃助成については、現在のところは実施をしないという結論が出ているところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 まあ、それはもう一回協議してくださいって私は言っているのね。

それで、もう一つだけ言っておきますけども、この家賃の問題でいえば、例えば都営住宅の入居基準というのはですね、この間、15万8,000円まで引き下げられているんですね。より低所得者を対象にした住宅だというふうに明確になっちゃって、なっているんですよ。そうするとね、このさんざん議論している35歳から39歳ぐらいまでで、お子さんが1人か2人になって大きくなってくると、一定の所得はあるけどね、文京の、今、高騰している家賃、再開発で高騰してしまった家賃設定の中で住めないと、こういうふうになっている。東京都の施策、公営住宅の施策からもね、穴になっているというふうに言えるんですよ。こういうのは、それはまさにね、都市計画部とかがね、ちゃんとそういうのを分析して、住宅ストック増えているからって、これもう20年以上この答弁でやっているのね。違うんですよ。だから、1万人以上の回答を読まれた子育て支援課長さんとか子育て支援部の方がね、頑張ってほしいというのを私は言っているんですよ。

それで、そういう経済的な自立への支援の必要性というのは、家賃、奨学金、交通費、またはひきこもり支援、ヤングケアラーの問題も今日出ましたけども、多岐に及んでいるので、今後、新たな施策を検討しますというふうになっているわけです。今日の資料では。そこですね、もう一頑張りしていただきたいというふうに私は思いますので、それはお願いをしておきたいと思います。

それで、ちょっとせっかくですから、新規施策が今度は誰でも通園制度が入っているでしょう。ちょっと文教委員会でたくさん条例審議もあるんでね、ちょっと一点だけね、この誰でも通園制度の条例案の中身で確認しておきたいんですよ。

○田中（と）委員長 一般質問でやってよ。

○金子委員 いやいや、だって、でも通園制度が入ってるでしょ、新規施策に。

○田中（と）委員長 何でも入ってるよ、それは。

○金子委員 いやいや、新規で入っているからって。長くやらない。

それで、条例案では、乳児室の面積基準がですね、内閣府令の基準である1.65平米以上じゃなくって、3.3平米以上となっていると。国基準より上乗せをしたんだというふうに思うんですよ。ただね、これで十分なのかという問題はある。誰でも通園制度は、毎日違うお子さんがね、週1回来るという立てつけになっているわけでしょう。だから、例えば、預けられるお子さんが泣きっ放しの場合はね、こういう面積基準の中で保育士さんてどうされているんですか。どういうふうに、現在もね、この間、2年か3年かやってきてているから実態あると思うんだけども、どういうふうにされているか、そのことをつかんでおられますかというのが1点。

それから、この条例案では、職員の配置について、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上から3歳未満のところね、3歳未満というのは今度は3歳まで、クラスまではいいですよって話になったというのは分かりましたけども、幼児6人について1人ということで、その後ね、そのうち半数以上は保育士でなければなりませんというふうになっているんです。この2人以上の職員配置が必要になっているんだけども、これは正規職員を充てるっていうことになっているんですか。

○田中（と）委員長 足立課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、面積、必要面積のほうでございますけれども、御推察のとおり、こちらにつきましては、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例のほうと区のほうでは横並びでやらせていただいておりまして、上乗せとなりますが、3.3平米を求めているところでございます。

なお、この面積が必要十分であるかというところにつきましては、基本的には保育園でもこちらの面積で成立しているということと、また、このような場合につきまして、やはりその環境がなかなか週1回ということで、保育として難しいというところの御懸念かと思いますけれども、この点につきましては、例えば区立園でいきますと、事例としては一時預かりというふうになってしまいますが、同様のようなケース、当然、見受けられます。このような場合につきましては、少し人手という部分ではかかってまいりますけれども、少し環境を変えながら抱きかかえて、少し長い時間、保育士と一対一で接していくとか、また、ちょっと保育場所を変える、事務室と一緒に時間を過ごすような場合等もございますけれども、そういう形で場の環境、空気を変えながら保育等について工夫をしていただいているところでございます。

なお、専従的にその保育をする場所という意味で3.3平米というものが狭いというふうには考えていないところでございます。

また、職員配置のほうでございますけれども、今し方、御答弁申し上げたとおり、やはりその泣きっ放しのお子さん等については、なかなか人手がかかるというところがあろうかと思います。しかしながら、基本的には3対1、6対1というところについての配置基準、加えて、私どものほうにつきましては、現在実施しております未就園児定期預かり事業につきましても、プラス2名必要保育士の配置を要請しているところでございまして、この辺については十分な保育士が可能かというふうに考えてございます。基本的には正規での保育士でございますけれども、非常勤でも基本的には必要時間数を満たしていれば可能というふうにしているところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 まあ、続きは文教委員会でできると思いますので、これぐらいにしておきますけれども、面積の問題で言えばね、保育士さんなんかにお聞きしますと、泣きっ放しのお子さんが出た場合にはね、そういう状況になっちゃったらね、慣れるまで相当時間があって大変だよねというような声をよく聞きます。それで、やっぱりこの年齢のお子さんからすればですね、人見知りが始まって、お父さん、お母さんを追っかけていく、そういうような傾向が強い時期にね、週1回だけというような保育の環境というのは、やっぱりこれで必要十分なのかという、これについては、私たちとしてはよくよく検討する必要があるのかなというふうに思っております。

また、配置基準についても、最後の答弁ですよね。正規じゃなくても構いませんというのが最後にくつくなわけですよね。そんなんだよね。だから、これについてもね、保育の条件として低待遇になる危険というのははらんでいるというふうに考えますけども、続きは文教委員会でやることにして、冒頭申し上げた経済的なやっぱり支援の必要性ですね、若者計画、こちら辺については、今日の資料でこれからまだ検討しますという、経済的支援と言ってないから、新たな施策についてはね、検討します。空間をつくるのもいいと思いますよ。看板掛け替えるのもいいと思いますよ。だけど、1万人以上の声を聞いてね、これ泣きっ放しにしないという、これは当然のことであって、財政的にもね、この間、決算やったけど、留保金が10億円ですよ。隣の新宿がやっているのは、7,000万円で家賃補助を20年以上やっていくわけなんで、ぜひね、そういう支援、財政的な経済的な支援の新機軸を打ち出していただきたいというふうに思います。それは重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

○田中（と）委員長 続いて、宮野副委員長。

○宮野副委員長 ここまで計画をまとめていただきありがとうございます。私も80ページの最後にあるこれから加わる若者施策について気になっておりまして、2点ほど質問させていただきたいと思います。

今回の本会議の一般質問で、児相での支援状況と、そこから地続きになっているケアリーバーの、ケアリーバーを含む若者の支援、そして、困難を抱えている若年女性の支援について質疑をさせていただきました。私もこれまで高校生の女の子数人に対して、児相や子家センターとの間を取り持ったことがあるんですけれども、やはり高校生の女の子がやがて18歳を迎えて行動範囲も広くなっていく中で、様々な危険にさらされる機会が多くなる現状を見てきました。支援を必要とする若年層が行政を回避するような傾向もある中で、若者に届く広報、それから行きたくなる居場所というものの整備が本当に不可欠だなと考えております。

そこで、まずですね、若年層向けの広報についての提案なんですけれども、若年生、若年層の利用が多いInstagramなどのSNSアカウントを開設して、区内の若年層をターゲットに広告を打って、相談先ですとか居場所の情報を発信することは、若年層に届く広報として有効と考えております。これはですね、女性議連で視察に行った豊島区のすずらんスマイルプロジェクトでも成功事例が確認されておりまして、女性のほほえみネットワークはもちろんですけれども、ヤングケアラー支援、そして、これから居場所ができるのであれば、それについての周知など、若者向け事業でぜひ取り入れていただきたいと思っているんですけれども、広報について、区としてのお考えを伺いたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今、副委員長から挙げていただいた事例については、事前に情報提供いただきまして、私たちのほうでも確認をさせていただいたところでございます。非常に若者の女性の視点ですね、Instagramですごく分かりやすい広報をしているというところは、有効な示唆を示していただいたところかなというふうに認識をしているところでございます。

若者計画の検討の中では、関係部局、それから関係機関、児童相談所もそうですが、今回の事例も情報共有をさせていただきつつ、若年女性、それからケアリーバーへの必要な支援の在り方については、今後も必要な研究は重ねていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 宮野副委員長。

○宮野副委員長 ありがとうございます。ぜひ御検討をお願いいたします。

それで、二つ目に居場所の整備について、先ほども小林委員のほうからありましたけれど

も、私も本会議でやらせていただいて、その、そこで視察ですかニーズ調査をして、検討中だという旨の答弁をいただきました。居場所については、これも豊島区での成功事例なんですけれども、行政機関としての行政職ですか福祉職というものは出さずに、若者が入りやすい雰囲気にして、若者向けのイベントを多く企画して、それへの参加をきっかけに居場所を知つてもらうというような取組をぜひこれから行ってほしいなと思っております。

また、千代田区に若草プロジェクトという民間団体が運営しているまちの保健室という施設があり、ここは10代、20代の女性のための居場所で、ふらっと立ち寄れるプライベートの保健室という施設です。Wi-Fiですか電源を完備して、何もせずにゆっくりするだけでもいいですし、そこでヨガとかリンパマッサージをやったりとか、いろいろ開かれている講座に参加してもいいという。そして、相談したいときは、そこにいる保健室の先生的な専門職の大人に心理相談を受けられるという施設になっております。これは、若年女性の心に寄り添つて見守つていく一つのとても有効な手段だなと考えております。

そのような先行事例もある中で、文京区では、目白台の東大目白キャンパス跡地に東大のGNRCができました。そこで暮らしの保健室という事業を開いてくださっております。ぜひですね、このような地域資源に対して、文京区が歩み寄る形で居場所としての機能も拡充していくいただきたいなというふうに思つております。また、一般質問で男女平等センターの運営体制の見直しも意見させていただいたんですけども、本来なら、男女平等センターでもこのような若年女性向けの居場所の機能を担うべきなのになとも思つております。そのような資源を活用した居場所の整備について御見解を伺いたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 若年女性ですかケアリーバーの皆様、行政に大変つながりにくい状況でございますので、安心して立ち寄れて、多様な入り口をつくつていくというのは非常に重要なだなというふうに思つています。

今、他の自治体の事例、それから、区内でのGNRCの事例も御紹介をいただきました。それから、これまで私の答弁のほうで若者が集える空間づくりのようなものが検討できないか、そういったところを庁内で検討しているところでございますので、今言った、副委員長から御紹介いただいた事例も踏まえましてですね、何か若者、若年女性、それからケアリーバーの方への必要な支援については検討していきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 以上で報告事項1の質疑を終了いたします。

続いて、子ども家庭部児童相談課より1件です。報告事項の2になります。

児童相談所に関する運営状況についての説明をお願いいたします。

佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 それでは、資料第2号、児童相談所に係る運営状況について御報告いたします。

1の概要でございます。本年4月1日に本区において開設いたしました児童相談所における上半期の運営状況、また、児童福祉審議会等の状況について御報告するものでございます。

2の運営状況でございますが、(1)各種統計について、ページをおめくりいただきまして、3ページから御覧ください。4月から9月末までの統計としまして、1、児童相談受付件数は都からの引継ぎケースを含めて991件、2の児童虐待相談対応件数は528件でございました。

3の一時保護児童数は、一時保護所と一時保護委託を合わせて95名、4の児童福祉施設等の在籍状況、5の愛の手帳の対応件数は御覧のとおりとなっております。6の医師の活動状況は131回。7の弁護士の活動状況は合計で152件と、専門職が児童福祉司等と協議をしながら専門的な対応を進めております。8、警察機関との連携状況ですが、警察からの通告件数は194件、警察機関との連携会議として、10月28日に警視庁本庁、少年センター、区内4署と児童相談所が実務的な連携の在り方等について協議を図ってございます。

それでは、1ページにお戻りください。(2)社会的養護推進の取組状況について、区内の里親家庭数は17家庭でございますが、今後も登録の事務を進めている御家庭がございます。また、区内外の児童の委託を受けている数として6名となってございます。里親制度の理解を含める、進める周知啓発としまして、制度説明会、体験発表会の実績は御覧いただいているとおりですが、区内のイベント、施設、大学機関、あるいは駅構内等、様々な機関に協力を依頼しまして、周知啓発を進めております。

(3)「支援者支援」の取組状況でございますが、児童相談所職員が自信や安心感を持って業務に取り組めるよう、組織として支援者支援を位置づけ、チーム、個別、係単位等の様々なアプローチから、専任の担当が支援メニューを実施しております。

ページをおめくりいただきまして、(4)DX推進施策に係る取組状況でございますが、かねてより御報告している児童相談所と子ども家庭支援センターをつなぐ常時接続テレビ会議システムの本格運用のほか、児童福祉司等の専門職が公用携帯、いわゆる内線スマートフォンを活用しまして、機動性の高い業務連絡を図っているほか、高いセキュリティ対策を講じた専用タブレットを用いまして、相談や記録作成業務に活用することにより、業務の効率化を狙ったモデル試行を行っているところでございます。

3、児童福祉審議会の開催状況でございますが、子育て支援課所管の児童福祉審議会に対し、児童相談所から状況等の報告を行っております。(1)で御覧いただいております、いわゆる親会が年に2回、権利擁護、里親等々の各部会として、予定も含めまして年に10回の開催しております。

4、子どもの権利擁護に関する取組についてでございますが、(1)でこれまで一時保護所等の施設で生活している児童に対して、児童相談所職員がしおりやノートを用いながら、子どもが持つ子ども自身の権利について説明を行いながら意見聴取を行っているところでございます。

(2)意見表明等支援事業について、子育て支援課の所管により10月より新たに開始しておりますが、児童福祉に係る専門研修を受講した弁護士職が、定期的に一時保護所を訪問し、子どもの意見を聞き取り、関係機関に対して代弁するという取組を進めておりまして、実施に係る状況については記載のとおりとなってございます。

御報告は以上でございます。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項2の御質疑をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員 4月の開設前と後で、本当にこの児童虐待という問題について、現場の方々、御尽力、大変な御尽力を今でも続けられていると思います。それで、今日はあまり時間ありませんので、私、二つの項目で一遍に二つ、1個ずつなんんですけど、今、御説明いただいたこの別紙1の3ページのこの各種統計ですね、こちらに載ってる情報は、私、拝見しましたけども、ちょっと載ってないところでお話を聞きたいんですが、開設されてから約9か月、240日ぐらいたれたと思うんですが、一時保護じゃなく、等を含めて、240日の内で、満床状態というのが大体どのくらい、何日間ぐらいあったのかということと、それから、特に、もし保護をするべき児童とか子どもがですね、お子さんが守れない状態であるとすれば、それは大変なことになりますから、そういう場合は、新宿の都の子家センなんかも紹介したり使って思うんですが、どういう対応されているのかということと、それから、区外の児童と区内の児童の大体どのくらいの利用があるのかということと、それから、当然、どの子どもにも支援が届くようにというのは当然のことなんですが、やっぱり区内の子どもが、児童が頼ってきたときに、なかなかちょっと難しいという状況になるというのは、それはそれでちょっとまた考えていかなければいけないと思うんですよね。そのあたり、もしあればお聞かせください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 一時保護所の状況というようなところで、特に子どもの人数の状態というところでございますけれども、本区の一時保護所の定員は10名というような形で、そこから10名を超えてですね、保護を必要とするお子さんが来るというところは実際にあるというところでございまして、ただ、これ、今までのところの日にちから何日部分がはみ出た部分かというところは統計は持っていないところではあるんですが、ただ、これにつきましても、定員10人を超えてお子さんがいらした場合に、それが例えば一時保護所の中に多目的に使うスペースでありますとか、子どもたちが個別的に対応できる部屋というようなところを確保しております、そういう緊急で入所するお子さんに対しては、そういうスペースを活用しながら、安心して一時保護所で過ごしていただけるというような状況を、今、確保しているというところでございます。

もう一つは、区内・区外の分けというところでございますけれども、基本的に文京区の児童相談所でございますので、児童、文京区のお子さんを主に対応するというところなんですが、先ほど委員お話がありましたとおり、様々な御事情によって区内じゃないほうが保護するときによろしいというような場合には、他区の児童相談所でありますとか東京都の児童相談所と協議をいたしまして、そこで保護して一時保護委託という形で行うというところでございますが、数はかなり限定的というようなところでございます。

あと、区内のお子さんたちが非常に児童相談所の助けを求めてというような場合でございますけれども、これも、これまでの児童相談所準備の段階で、かなり区の児童相談所ができますというようなところの部分もありまして、お子さん自身が保護を求めてくるというような事例も実際にはあるというようなところでですね、そのところは私ども児童相談所で適切に対応しているというような状況でございます。

○田中（と）委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございました。よく分かりました。このDXの推進も含めて、やっぱりICT活用、児童虐待というのも、本当に対応というのはスピードが命ですから、ぜひこれからも頑張っていただきたいと思います。現場の方も運営始まってから、いろいろ課題とか、こういうところがもっと変えたほうがいいとか、こういう悩みがあるとか、もししかしたら対応がなかなか難しくて、思うようにいかなくて、ひょっとしたら御退職されちゃった方とかもいらっしゃるかもしれないですが、そういったところもですね、しっかりケアしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点だけ、二つ目ですね、ここに書いてある、もう一つ一個戻るんですが、養護、社会養護で、養育、里親制度ですね。で、様々ここは子育てフェスティバルとかたくさん書いてあります。で、ここひとつ書い、いや、もしもうされてたら結構なんですが、不妊治療されている方々、病院ですね、そういったところに対する啓発というのが行われているのかどうかというのをちょっと。というのは、これ前も私、本会議場での一般質問でもやったんですが、不妊治療って43歳未満までが保険適用がされるんで、そこまで頑張られる御夫婦の方いらっしゃいます。ただ、基本的には一時のではなくて、養子縁組する養育のほうというのは、おおむね45歳までというのが大体通例というか、もう決まっているんです。というのは、65歳までに二十歳になっているだろうという、ゼロ歳の子ども、お子さんがという仕組みなんですね。だから、何が言いたいかというと、ほとんど時間がないんです。不妊治療が終わるまではしっかり保険で頑張って、そこからでもお子さんを引き取りたいという。そこには当然いろんなハードルがあるわけですよね。1年とか2年かけて、どういう家庭なのか、ちゃんと家庭環境とか住宅環境というのは当然調べられるし、預けていいのかどうかというのも当然あるんですね。ですから、ただ、そうやって不妊治療をなかなかちょっと断念してでもお子さんが欲しい、いらっしゃる方というのは、そういう病院とかでもいらっしゃると思うんですが、そういったところに対する啓発というのは、ちょっとここには書いてないので、どうされているのかというのと、当然、文京区だけじゃないんですね、病院って。私もJR使うと駒込駅を使って、駒込駅で整形とかって近く行くんですけど、あそこ豊島区ですね。だから文京区の方が決して絶対文京区の病院使うなんてあり得ないことで、そういったところに対する啓発も、もしされるんであれば行う予定があるのかというのをちょっと教えてください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今ですね、委員からお話をありました前段のところで、一つ目の児童相談所職員が非常に困難なケースワークを行っているというようなところの心労等、あるいは感情労働のところで、水平的なケアというようなところ、あるいは組織的にそれを受け止めて、その解決に向けて相談に乗っていくというようなところ、支援者支援というようなところで、今、様々な、これも全国的にもですね、なかなかこれから緒に就いているというようなところでございますので、本区としましても、心理職の専門職を立てまして、プロチームリーダーとして水平的に展開するというところを行っているところでございます。

○田中（と）委員長 栗山所長。

○栗山児童相談所所長 委員の御質問にお答えします。不妊治療の院に広報啓発ということについては、いわゆる児相の準備の段階に保健のエリアと調整をさせていただいた経過がございます。その中で、いわゆる子どもを欲しいというふうに思って治療しているところに、どうぞ里親さんという制度もありますよというのが、どうも病院として、なかなか水が交わるようで交じらないというような御答弁もいただいてですね、いわゆるせっかく自分の子を身籠もらうとしている方たちに、どうぞ里親さんにというのはなかなかというところも御意見をいただきながら進めているところでございます。今後、いわゆる母子保健との連携というのは非常に重要な我々としても仕事だと思っておりますので、その中で啓発できる部分を摸索しながら進めていければというふうに思っています。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。児童相談所に関わる上半期の運営状況に関する御報告をいただきました。4月の1日からになりますけれども、恐らく、本当に1件1件、各御家庭の状況も違いますし、本当にきめ細やかに職員の皆様、対応してきていただいているというふうに推察いたしますが、その御努力に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

実際やってみて、当初想定されてたこと、4月から始めてみて、運営のこの仕方ですとか対応の仕方、いろいろ課題が出てきていると思うんですが、まず、全体的にこの半年間を通してどういうふうに、まあ、想定外のことも含めてですね、この半年間を分析をしていらっしゃるのか。そのあたりについてお伺いしたいのと、また、別紙1のところでの各種統計についても御報告をいただきました。受付の件数も半年間でもう約1,000件弱と。児童虐待の相談件数も528件と500件を超えているという状況で、一時保護児童数も95名ということで、今現在12月ですね、もう恐らく100名を超えているのではないかなというふうに思うんですが、私、個人的には非常に多いというふうに思っています。そのあたりのこの数字が、児童相談所として当初想定していたものよりも上振れというか、思ったよりも多いなというふうに感じているのか。そのあたりどういうふうに分析をしていらっしゃるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 まずですね、この上半期、あるいはここの12月のところまでの児童相談所の運営に係る全体的な想定と課題というようなところでございますけれども、私ども特別区として10区目の児童相談所というところでございましたものですから、これまで先行区の児童相談所から、この運営の在り方等々について協議を図りながら行ってきたという

ようなところでいきますと、東京都のところで受け持っていた件数よりも、やはり区の児童相談所ができるとですね、こういったことまで児童相談所に相談してもいいのだろうかというようなお父様、お母様からの御相談も含めて、非常に重いもの、軽いものを含めて、量的には必ず多く出てくるものというようなところは想定をしてございましたので、今、委員からお話をありましたとおり、ボリュームの部分でいきますと、確かに文京区のほうの児童相談所のほうでたくさんの御相談を受けているというような状況でございます。

そこで、先ほど2点目の統計部分のところにつきましても、それぐらいのどうしてもやっぱりオーバーな量が来るというようなところでいく中で、特にですね、やはりこの御報告をさしあげているところの医師の専門的な助言でありますとか、弁護士の法的な助言でありますとか、そういったところを細かに駆使しながら進めていく、ソーシャルワークとして進めていくケースが非常に多いというようなところがございます。もう一個の特徴としましては、本区にからの常勤職員が派遣でおりますけれども、警察機関が関わるケースも非常に目立っているというようなところがございますので、その両部分の共にですね、質の部分のところで、今、我々が準備しているところを、いってみますとフル活用しながらですね、今、対応を行っているという状況でございます。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。量的に増えているということではありましたけれども、今まで東京都の都児相のときと比べると、言い方はあれですけど、より児相が身近にというか、相談してもいいんだなというところで、区民の気持ちとしてもハードルが下がったという面において、より軽いケースも含めて、早期発見につながることにつながっているのかなというふうに思いますし、また、先ほど医師、また警察機関との連携もより深まっているというふうにも認識をいたしましたので、区に児童相談所ができたということで、そういった関係機関との連携もよりいい強固になってきて、多様に、その対応体制に関しても区児相ができたということでよかったですなというふうに感じております。

そうは言っても、やはり一時保護をするというケースというのは、親と引き離す行為ですので、私的にもできる限りそのケースというのは避けていかなければいけないというふうに思います。一時保護の件数、10名の定員超えるときもあるというふうに先ほど御答弁いただきましたけれども、やはり一時保護に至る前に何かしらの行政ないし様々な支援があれば、子ども家庭支援センターのほうもしっかりと連携をしながら対応いただいているところではあるかと思うんですが、この一時保護の件数、やはり増加をしないように抑えていくというこ

とが大事なことなのかなというふうに感じているところでございます。

これまで区のほうでは、その早期発見という部分において、もちろん学校、教育機関、何か気づきがあったときに関係機関につなぐ、もしくは放課後の居場所ということで、アクティや育成室、児童館等々での体制というのを行政としてとってきたところではございますけれども、昨日、会派の吉村議員からも一般質問で質問させていただきましたが、さらなる居場所の充実ということで、これまで児童虐待の未然防止、早期に発見するということで、今申し上げた区の様々な対策というのを展開しているところではありますけれども、区だけではなくて、さらなる地域資源を活用した居場所の充実、もしくは地域団体との連携というのが重要になってきて、それを行うことで早期発見につなげて、一時保護に至るケースを減らしていくというところにつながっていくのではないのかなというふうに感じています。

その居場所に関してどうですかという御質問に対して、御答弁が、今回、地域団体等と連携をし、子どもが安心して過ごせる居場所機能と学習・生活面の支援機能を併せ持つこどもみらいサポート拠点を整備してまいりますという御答弁をいただきました。この事業に関して、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今の議論の中でもありましたとおり、複合的な課題を抱えたお子さん、非常に増えているところでございますので、そういったお子様に対しまして、安心・安全で気軽に立ち寄ることができる居場所を設けることで、支援が必要なお子様を早期に発見する、適切な支援機関につなげることを目的とした事業でございます。具体的に申し上げますと、今、委員も少しお話をされていましたが、その居場所で学習や体験機会の提供ですとか、あとは生活に必要な物品、例えば生理用品ですとか、筆記用具ですとか、そういうものを提供できる居場所事業というのを週3日以上やっていただける地域団体に補助をさせていただくスキームでございます。

○田中（と）委員長 12時となりましたので、休憩に入ります。

午後 0時00分 休憩

午後 0時56分 再開

○田中（と）委員長 時間前ではございますが、全員おそろいのようですので、委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、松平委員。

○松平委員 一時保護の児童数が高い件数で推移をしているということを受け、できる限りは

その地域団体と連携をした未然の防止、子どもの居場所の充実ということで、こどもみらいサポート拠点というのを重点施策で来年度入ったということでございます。先ほどの御答弁で、その事業というのは、週、週3回、またその学習であったり、その体験機会というのも行っていくということでございました。来年度、できる限り早いタイミングでオープンしてほしいなというふうに思うんですけれども、そのあたりのスケジュールと、あとは、重点の資料を拝見すると、559万円、予算要求で上がっておりましたけれども、大体何か所くらいを整備する予定なのか、そのあたりをお伺いします。

また、昨日の一般質問でも、今、国において、こども家庭庁主導によって、虐待等の支援が必要な子どもを早期に発見するため、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくるために、地域団体との連携、見守り体制強化に向けた様々な補助事業があるということを質問させていただきました。こども家庭庁のほうでも、例えば地域子どもの生活支援強化事業というようなところで、まさにこの児童虐待に至る、一時保護に至る前のところでの居場所をつくる補助事業というのがございます。今回の事業というのは、こういった補助金等も、交付金も活用する形で整備をしていくのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、スケジュールでございますけれども、年度内にですね、動き出しますが、一定の募集期間を確保するほかですね、慎重な選考も必要になってまいります。また、選定をされた事業者、団体さんの運営に係る準備の時間も必要でございますので、遅くとも夏休み、来年の夏休み前にはオープンができればというふうに考えております。

箇所数については、令和8年度は現時点では1か所を想定しておりますが、当然、こういった居場所は複数必要でございますので、9年度以降は必要に応じて順次増やす計画でございます。

委員からお話をありました、地域子どもの生活支援強化事業、これ国の補助メニューでございますけれども、当然、こういったメニューを活用して、必要な補助金については獲得してまいりたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。児童相談所の職員さんの方、職員の皆様の御負担等も考えると、できる限り一時保護に至る前の未然の防止の対策、拠点というのの整備はしっかりと進めさせていただきたいというふうに思います。

職員の皆様への、今、現状、支援者支援ということで、様々な取組を行っているという、いただいているという御報告も先ほど副所長のほうからございました。また、DX、業務のDXの推進にも取り組んでいるということで、少しでも業務が楽になるような取組を進めていただいていると思いますが、現状、一番心配なのが職員の皆様の心と体のケアのところなんですが、そのあたり、皆様、現状大丈夫でしょうか。最後にちょっとお伺いをしたいと思います。

○田中（と）委員長 副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、実際に4月から児童相談所始まりまして、かつですね、先ほど御報告申し上げた件数でありますとか、非常に困難な質を伴うケースワークというようなところで職員、今、様々に検討を重ねながら進めているところでございますが、これは文京区全体で、児童相談所だけではないんですけども、一般にですね、職員構成も50代以上のベテラン職員と二、三十代の若手職員というところがカーブが非常に高いというようなところが見られておりまして、そうすると、いわゆる若手職員はですね、児童相談所経験はもちろんこれ派遣経験は積んでおるんですが、その部分で例えば子育て経験が少ない、あるいはないというようなところでの部分について、ベテラン職員から教えを受ける、あるいはですね、逆にDXのほうは、今、児童相談所、非常に紙文化といいますか、紙がたくさん用いる仕事が今までだったんですが、これをDXのところで様々な、先ほど御報告をいたしました機器等については、逆に若手職員のほうがすっと入れると、ベテラン職員は逆にこれって教えてくれるという形でのコミュニケーションをとったりというようなところで、今、様々な負担の部分の軽減策というようなところで、一つずつではありますが、着実にですね、しっかりとお子さんを守るケースワークを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○田中（と）委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。もちろん、子どもをしっかりと守っていくと、虐待から守っていくというのに加えて、支援をいただいている児相の皆様も、体制としても、支援者を支援していくという面においても、引き続き、行政が区として行っている様々な早期発見の育成室やアクティ等を含めてのそういう区の居場所に加えて、民間の地域団体も活用した居場所を整備していくということで、地域全体として、しっかりとその子どもを守っていく体制というのを引き続き整えていっていただきたいなというふうに思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。

金子委員。

○金子委員 じゃ、聞きます。大変な件数が報告されていますけども、この半年間の御対応と
いうことでね、お疲れさまです。

それで、この相談、相談受付件数の991件と、虐待相談対応件数の528件ということで、こ
れはよく統計で出てくる数字だと思うんですけども、実際にケースワーカーというんですかね、
に当たっている児童福祉司の職員の方1人当たりのね、平均的な受持ち件数というのはどう
いう状況になるかというのは分かりますか。私がちょっと手元にあるのは、2021年度の東京
都の児童相談所の数字で、当時、言われてたのが、総相談件数は児童福祉司の方1人当たり
98.4件、虐待相談件数60.6人というふうになっていて、これは大変な数字だというようなこ
とでね、体制の強化というようなことで、区の児相というようなことでなってきていると思
うんです。この半年間の現状としては、今に対応、文京区の区児相で、1人当たり、児童福
祉司の方1人当たりということでね、数字として説明していただけるでしょうかというのが
1点と。

同時に、この質問をする際に、一番多い件数を持っている職員の方の相談件数というのも
どれぐらいですかというようなことで、業務の皆さんのが状況をはかるというのはよく聞くと
思うんですけど、それもお示ししていただけるでしょうかというのは、一つです。

それから、もう一つは、今日の資料の中で、警察機関との連携の状況というのは記載され
ております、事前にも少しを伺いましたけども、区児相をつくる際に、基礎自治体に児童
相談所があることのメリットとして、保育園とかね、学校とか、ほかの幼稚園とかね、いろ
いろ、区自身が持っている子ども関係の人材とか、情報とか、実態がそこにあるわけなんで、
医療機関も全部地元にあるわけだと思います。そういうものとの連携というのもメリットで
すというのはよく説明を聞いてきた経過があると思います。それについても、今、どんな現
状なのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 まずですね、お尋ねの現状のケース数と、それからケースワーカー
の数というようなところなんですが、児童相談所のですね、この、今、別紙1の統計のとこ
ろでいきますと、児童虐待対応件数が、国においてもどれぐらいの、皆さん、ケースワーカー
一が持っているかというような基準になることが多いんですけども、今、これ例えば528
件というようなところでいきますと、これが大体1人当たりのケースワーカーが40件持った

としますと、これ528割る40件で、児童福祉司が大体14人分になると。これが仮に児童福祉司が30件ずつ持ったとして、528割る30件で18人が必要となるというところでいきますとですね、本区の児童福祉司の数は、係長を含めたSV職が5名おりまして、児童福祉司が20名おりますので、その30ケースよりも、これもケースワーカーの力量にもよりますけれども、40ケースよりはかなり下回る数で、丁寧にですね、ケースワークを行っていると。

今、委員からお話ありました、その1人当たり最も多いケースの数というところ、恐れ入ります、今、手元には持っていないませんが、どちらかというとですね、1件がすごく大変な御家庭もあったりなんかして、必ずしもそのケースの数が多いと、イコール対応が大変というようにならない場合もままあります、その部分は非常に、先ほどの困難度ですか、経験年数のところの職員に応じて、今、児童相談所長をはじめですね、割り振りを行っていると、判断を行っているというところでございます。

もう一つの委員からお話ありました地域資源、いわゆる保育園、学校、あるいは医療機関のところとの連携の体制というところなんですが、本当に文京区の、これはとてもよかったですけれども、大学病院等、文京区は医療資源がかなりたくさんあるということで、区内の4大学病院それぞれからですね、私ども文京区の非常勤の医師として勤務しているというところもございまして、非常に専門的な部分での経験に基づいた助言でありますとか、あるいは、それをですね、保育園、学校、育成室等々の先生方にも、その内容を児童福祉司からまたフィードバックするというようなところで、非常に身近な相談機関なんですけれども、専門的な対応が可能になっている、今、取組を図っているところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。その件数、1人当たりの件数という点ではね、計画中から職員の方たちがね、過重な形のね、業務実態にならないようというようなことは議会でもずっと議論になってきたかというふうに思います。今日の状況は途中経過ということでありまして、状況は分かりました。

子どもの最善ということでね、命も守るし発達も保障するということで児相をつくられたということなんで、この機能がね、きっちと役割を果たしていくようですね、人的な体制、または物理的な広さというのは限界があるでしょうけど、そういうことも含めて、一時保護所でいっとき定員が少しオーバーするということもあるとは聞いています。そういう点で、拡充、前進が必要なときには、すぐに情報発信していただいて、議会も対応していかなきや

いけないというふうに思っておりますので、そのこともお伝えをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○田中（と）委員長 続いて、小林委員。

○小林委員 まず、2ページ目の意見表明等支援事業について伺います。まず、ここのこところで、子どもの意見表明支援員、ん、子どもの意見表明等支援員、10名の弁護士が委嘱されているということなんんですけども、児童相談所には担当4名いらっしゃって、また、今後、権利擁護委員、弁護士だけではないかもしれませんけれども、その委嘱もあるということなんですが、こちらの子どもの意見表明等支援員というのは、これだけをやっているわけではないのか、そういう位置づけ的なものをまず教えていただきたいのと、子どもの意見表明等支援員が聞き取ったということも書いてありますので、児童の、児童から聞き取った内容、また、あと一時保護所に意見箱が設置されているとも伺っていたと思うんですけども、そこで出された子どもの意見等あれば教えてください。

○田中（と）委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 子どもの、この意見表明等支援事業は、現時点ではこの児童相談所の一時保護所の声を聞くような支援員となっております。今後、社会的養護、ほかにもございますので、どこまで広げていくかは、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

支援員の声をですね、これ、この制度が10月からスタートいたしまして、子育て支援課が事務局をやらせていただいておりますが、この間、6月に任命をさせていただいて、この間、支援員の皆様とも様々協議を行ってきてまいりました。10月にスタートした段階では、支援員の方からの現場での意見を聞き取った中での声ではですね、主なものを幾つか申し上げますと、支援員からは、初対面の緊張を、児童の緊張を早期にほぐすことが意見聴取のポイントであったりですか、あとは、実際に児童とお話をするとときに、ただ会話だけじゃなくて、何でしょう、少し緊張が和らぐようなツールを使っています。例えば折り紙ですとかぬりえ、こういったものを、がすごく有効で、幼児と向かい合って接するんじゃなく、横並びでそういったツールを使いながら意見を酌み取っていくことが重要だというお声をいただいている。区としては、こういった現場の気づき、こういったものを運営に反映していくことですね、子どもが安心して意見表明ができる環境づくりには努めてまいりたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 新納援助課長。

○新納児童相談援助担当課長 一時保護所における意見箱の運用についてということでお答えいたします。一時保護所には、子どもたちの各居室にですね、意見箱というものを設置しています。子どもがいろいろな自分の意見を書きたいときにそこに書いて投函をしていくという形をとっておりまして、毎日、職員の方が確認をしてですね、ただ、これ封をして入れるので、それを所長が確認をして、その意見に応じて適切な対応をとっているという形でございます。

で、主な意見とすると、生活上のいろいろな要望ですかね、例えば食事のメニューでこういうことが食べたいんだけどとか、あとはケースワーカーさんとお話ししたいんだけどとか、そういういったような意見が多いかなというふうに聞いております。

お子さんがですね、一時保護される際に、この意見箱というものがあるだったりとか、使い方だったり、それから、先ほど鈴木課長から話があった意見表明等支援の事業なんかにも、についても説明をお子さんたちにはしているところでございます。

以上でございます。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 もう一個、委員からお話ありました弁護士のところは、児童相談所勤務の職員の4名は、児童相談所のケースワーク、ソーシャルワークに関する相談で専任についていて、それとは別に10名の弁護士が意見表明等支援員になっているということでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 先ほどいただいた鈴木課長からの御答弁の中で、すごい子どもの意見聞き取りやすくする工夫がされているということは分かったんですけども、お子さんの意見というのは、やっぱり家帰りたいとか、虐待を受けたとか、そういうお話が聞けているのか、どういう意見を聞き取っておられるのかなと。

○田中（と）委員長 鈴木課長。

○鈴木子育て支援課長 意見表明等支援員が入所児童に聞き取った意見としましては、今、委員からお話もありましたけれども、具体的なちょっと感想は差し控えさせていただきますが、多いのは、いつ帰れるのかを知りたいと、そういういった退所の見通しに関するお声ですとか、あとは生活面では、困っていることはないとか、生活は楽しいとか、職員が優しいとか、御飯おいしいとか、そういう声をいただいているところでございます。一方で、生活上の不

安ですとかルールに関する要望もいただいております。これは必要に応じて、お子様の本人の許可をとって、児童相談所のほうとも共有はしているところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。すごく、子どもの声聞かれているというのが、権利擁護から、ちょっと、やっぱり虐待を受けている子たちというのは、なかなか大人が意見聞けなかったりすることが多くてそういう立場にあるので、聞いていただいて本当にありがたいなというふうに思います。

一時保護所を退所する際にも、ぜひ子どもからアンケートを聞いて、とっていただくななどして、子どもの意見をしっかり聞いて、一層の権利擁護とか環境整備のほうに努めていただきたいなというふうに要望いたします。

続きまして、児童相談所の相談対応について三つ伺いたいんですけれども、まず、児童層相談受付された991件、また、528件の児童虐待相談対応、この数多くの相談対応をどうやって振り分けて、どのように対応しているのかということと、全てが、ちょっと誤解だったとか、そういうこともあるかもしれない、泣いてただけみたいな感じのこともあるかもしれないんですけども、すんなり解決しないケースに対して、対応された家庭の児童のその後についてどんなふうに対応されているのかというのが一つで、もう一つ、一時保護された95名中、自宅に帰った、2か月で取りあえず一旦帰ることになるかもしれないし、その後、違う児童養護施設とかに行くのかもしれないんですけども、自宅に帰った児童は何名ぐらいで、児童が安全かつ安心な養育環境で生活できるよう支援をされているということなんですけれども、どのような支援を行って、どのように見守っているのかということを教えてください。

また、最後に、弁護士の相談件数、相談対応147件で、警察からの通告件数194件、身柄付き通告41件もありますけれども、文京区の場合、先ほどおっしゃられたとおり、弁護士等の専門職対応の相談が多いという特徴があるということなんですけれども、それをどのように解決しているのか。また、そういう子どもが措置されたりすれば、保護とか措置されていればいいんですけども、ちょっと高葛藤の家庭に、対応後、戻ったりしている児童なんかが相談通告、相談、家に戻って再統合されたケースで、どういうふうに児童が過ごされているのかということをお伺いします。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 順番にお答えできればと思います。

今、統計で、まず一つ目のこの受理件数でありますとか対応件数のところの振り分けとい

うようなところなんですが、これ一義的に児童相談所で受付をさせていただきまして、今、委員お話ありましたとおり、本当にお話を聞いてほしいというようなところから、非常に重篤なケースまで様々であるんですが、これを定期的に援助方針会議というような形で、組織的にですね、児童相談所としての見立てでありますとか、あるいは方針というようなところを所として決定して支援を進めていくと。あと、先ほどテレビ会議システムでお話しいたしました緊急受理会議というような形で、急を要するものは子ども家庭支援センターと児童相談所一緒にですね、そのお子さんに関する調査ですとかアセスメントに関してお話をしながらですね、さらに進めていくというようなところでございます。

2点目ですね、その中には、非常に解決に時間をする場合のケースもやはりありますて、そういったところで、先ほどの一時保護の数でありますとか期間にもよってくるんですが、その部分での見通しをどうやって持ってもらうかと。非常に私ども、児童相談所職員でありますとか、保護者の皆さんとの時間の感覚、それが例えば1ヶ月であっても、お子さんにとっての1ヶ月は同じ1ヶ月でも感覚が違いますので、そのところを一時保護所職員ですね、児童福祉司とか児童心理司の職員がしっかりと共有しながらですね、そのお子さんに丁寧に説明をしていくというような取組を図ってございます。

そこで3番の、恐れ入ります、3点目の一時保護をされたお子さんのというようなところでいきますと、どうしても先ほどのお話、委員からもありました再びの保護というようなところにあった場合に、これも非常に個別の事例ではない形でのお答えになりますけれども、その保護者の方の養育の力のところがだんだん育っていくところで、一度再統合した上で、それでもやっぱり難しいというような場合は、児童相談所は一時保護をもちろんできますというような、いってみますと前向きな支援という一環の中での一時保護というようなものもあるのではないかというように私ども考えているところもございまして、そこはケースに応じですね、丁寧な相談援助を図ってまいりたいというところ。

で、最後のこの弁護士の専門職ですか警察機関のところというところが、非常に例えば家庭裁判所のところでの法的な部分での支援というようなところで、これはかなり具体的ですね、弁護士職の職員も実際に家庭裁判所に提出する書類でありますとか、今後の見立てでありますとかというところで連携を図っているということ。それから、警察のほうもですね、かなり区内4署を含めて通告が多いものですから、そのところも先日の打合せ会も踏まえて、細かな部分について遺漏がないようにですね、丁寧に進めているというところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。結構、自宅に帰った後が、やっぱり親が抱えている課題とか家庭が抱えているほかの複合的な課題というのがすごく多いと思うので、やっぱりその後の子どもたちとかもすごく重大だと思うんですけども、その辺は子ども家庭支援センターさんとも連携しながら、母子保健とも連携しながらやっていただきたいなというふうに思います。

また、これまで都児相の担当だった保護や措置に至る深刻なケースというのが、軒並み文京区に来ているということだと思うんですけども、区児相が開設されて地元で担当するようになって、いろいろなメリットは、先ほどの議論の中にもあったようにあると思うんですけども、深刻なケースについての、どう対応が変わったかというか、うまく対応できているのか、課題は何かということをお伺いします。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今のお話の中で、特に物理的な部分での東京都児童相談センターから文京区までの距離感のところと、私ども児童相談所、小石川のほうにありますところの、例えば駆けつけられる、協議を図るような時間的なメリットというのももちろんそうなんですが、非常にですね、今、お声をいただいているが、先ほど委員からもありました関係機関の、それは学校の先生方ですとか保育の先生方も含めてなんですが、いわゆる区の職員に相談ができるというようなところで、例えばそれが深刻なケースであっても、その協議のところが、例えば都児相のときは、なかなか予定の調整に時間がかかる月に1回とかというようなところも、まず、我々は一定見て御相談に行こうというようなところで関係機関との打合せができて、それも重ねていくごとに関係機関の皆様、本当に児童相談所が来ててくれるんだというようなところの安心感でもって、今後のまたフォローの仕方、今、委員からありました子ども家庭支援センターほか関係機関との役割分担の下ですね、その支援の濃度を高めていくというところで、この深刻なケースをいかに早期な解決に向けて丁寧に行っていくかというようなところは、今後も意を用いて進めてまいりたいと思ってございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。児童が保護されずに家にいるケースや、先ほどおっしゃられたとおりの再統合をするケースなども含めて、子どもの安全ということを考えたらすごく気を遣うところだと思うんですけども、とはいって、行政が近くに児相ができたといっても、四六時中見守る、たくさんのケースを見守るわけにはいかないと思いますので、要対協のネットワークはもちろん、地域に出ている民生・児童委員さんや社協の地域コーディネーターさん、

そして子ども食堂とか従来からある居場所などの地域資源、そして、これからつくるという居場所も含めてフル活用していただいて、たくさんの目で子どもたちの安全を見守っていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。10区目の設置ということで、先進区の様々な協議を教えていただきながらというか、引継ぎながら、文京区にとっていい、児童相談所の子どもたちの最善の利益につながる児童相談所、運営してくださっていることを心から感謝申し上げます。

先ほど松平委員の質疑の中でも、児童相談所が身近になって相談、こんなことをしていいのかなということもしていただいたり、または、より早期な状況の中で、少し重症なというか、重くなりそうな案件も見つけることができているというような状況であれば、本当によかったですなというふうに思っています。まだ半年の状況でございますので、1年たったときにはまた詳しい状況の概要の資料というのはいただけるものと思っておりますけども、そのあたりの今後の資料提供部分のことに関して教えていただきたいのと、また、これまで子家センのところに相談が行って、それから都児相に行って、それから連携をしながら子家センもずっと伴走してというようなことがあったかと思いますけども、今、そういった一元的な連携をする中で、どういう状況で、相談の件数ですかとか、そういったこともどういうふうな案分になっているのかということを、案分じゃなくて、そういうどういう割合になっているのかというボリュームは確認をしておきたいなというふうに思います。

また、相談の中身でも、養護相談だったり、障害相談だったり、非行だったり、いろいろカテゴリーありますけども、特に虐待の案件、養護相談ということになるんでしょうか、そういったことが50%ということであるので、非常にやはりここが一番注目していかなければいけないということなんだろうというふうに思っております。

その中で、警察の介入は991件中194件、相談経路というか、その経路の中では様々、ちょっと特徴的なことはお聞きしたいと思うんですよね。学校も高いのかなと思ったりしているんですが、そのあたりの経路の特性みたいなものはお聞きをしておきたいなというふうに思います。

じゃあ、そこまで、まずお願いします。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 一つはですね、こういった今回の御報告を含めましたこの資料の取

扱いといいますか、今後の見通しというところなんですが、私どもこれが、今、半年の御報告というようなところで、またですね、今、考えておりますのは、来年度のところで、この1年間の統計上、あるいは、こういったところの児童相談所の動き等に関する御報告というようなところを1年間まとめたものをですね、また改めて御報告ができたらというふうに考えているところでございます。

もう一個の児童虐待等に関する割合というようなところで、今回の528件という児童虐待対応件数の中で、これもおおむねの割合なんですが、最も多かったのが心理的虐待、これが大体56%。次に多かったのが身体的虐待の28%、で、ネグレクトの15%、性的虐待の1%というようなところで、心理的虐待が半数以上を占めるというところは、これ大きくは全国の割合と軌を一にするというようなところではないかと見ておるところでございます。

あと、もう一つは警察を含む相談の経路というところでおきますと、非常にこれは全国的にもそうなんですが、警察機関からの相談・通告というのは、本区においても非常に高いというところで、他自治体と比べましても、本区の面積で4警察署ございますので、その分、非常に警察官の皆様も迅速にお子さんの保護、保護者の皆さんのお助言というようなところも図っていただいておりますので、やはり大きい経路の部分では警察。それから、先ほど来、お話をあります学校、教育機関、それから保育園等々の先生方からの御相談でありましたり、あと近隣の方の御相談というようなところが続いているという状況でございます。

○田中（と）委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。今、警察機関との連携というところ、非常に重要なと思っておりまして、10月28日に連携会議を行っていただいたということあります。効果的、効果が発揮されるなというような状況がありましたら、会議の中身のことを少し後ほど触れていただきたいというふうに思います。

また、学校の中でも、私の知っている限りでは、部活動の先生に、そういった家庭での虐待のことを打ち明けるといった事例がございましたので、そういった担任以外の多くの関係者の方たちにそういった理解が深まるような共有をしていただきたいというふうに思います。

一方で、保護者の方たち、学校におきましても、児童相談所の取組については深く知っていただく必要があろうかと思います。確かに、いきなり児童相談所から連絡が来るということになると、非常に面食らってパニックになるというケースは少なくないし、私もそういった親御さんから連絡が来たことがあって、一緒に悩んだこともあります。そういった意味では、保護者や学校のほうで理解を深める取組ということについて、どのようにやっていら

っしゃいますでしょうか。

○田中（と）委員長 新納援助担当課長。

○新納児童相談援助担当課長 警察との連絡会においてはですね、児童相談所と警察との間で、一つの事例だったりとか、対応の仕方ということについて、こういうことについてはどういうふうに考えているかということを事前に質問をやり取りしながら、それを確認していくということが主になってきます。やはり警察と児童相談所、同じように子どもの安全を守ることなんですかけれども、福祉と司法ということで、考え方がね、違ってはいけないので、そこら辺のすり合わせが一番大きなポイントになるかなというふうに思っているところでございます。

それから、学校のいわゆる保護者向けの啓発研修というところでは、本年度まだ1回しか開催していないんですけれども、近隣の小学校の保護者や地域の方を対象とした研修会を開催していただきたいですね、そこで、虐待の未然というところで、子どもの気持ちを考えていきましょうというような研修会を開催させていただいたところです。委員おっしゃるようにですね、保護者の方への、虐待に至る一歩手前で子どものことをきちんと考えて、よく考えていきましょうというような啓発活動というのは非常に重要なだというふうに思っているところです。

それから、学校の先生方との連携というところでは、個々の事例を通しながら、こういった事例にはこういうふうに対応していきましょうというようなところで意識のすり合わせですとか、虐待通告のタイミングだったりとか、虐待のサインの見逃さないポイントだったりとかということをお話ししながら対応させていただいているというような現状になってございます。

以上でございます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。様々、例えば警察との意見交換会については、先ほど課長がおっしゃったとおり、福祉と司法のすり合わせというようなお話がありました。学校や保護者とも様々そういった未然防止のためにですとか、あるいは、子どもの気持ちを見つめ直そうとか、そういったすり合わせをしていく機会というのを本当に増やしていくということが一つ一つ大きくならない大事なことなのかなというふうに思っております。

アドボケイトの子どもの声を聞く弁護士の先生の方たちとの活動についても、非常にありがたいなというふうに思っておりますけれども、そのあたりもこれから綿密に進めていただ

きたいというふうに思っております。様々、体力的にですとか、いろいろ心理的に非常に結構きついお仕事かなというふうに思うわけなんですが、お体に気をつけて、子どもたちのために、よろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 3年遅れで出発した児相ですが、職員の方々の充実、それから相談体制の充実等と一生懸命やられていて、半年間、順調に流れているなというふうに思いましたけれども、本当に疲れさまです。

私の質問は、文京区の相談の特徴ですけど、先ほど心理的特徴が56%というお答えがありましたけれども、文京区は教育虐待が多いということで言われておりますけど、今までの相談の中で、そのような特徴があるのかどうかというのを教えていただけますか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今のお話の心理的虐待の中でのですね、特に過度な教育に関する期待でありますとか、そういったところの教育に関する、まつまるところの御相談というのは、文京区のほうでも非常にたくさんいただいているところのものでござい、と見ております。特にですね、逆に保護者の方がこれは児童虐待になってしまふんでしょうかと、そうではないのに、これは教育虐待に当たってしまうんでしょうかというようなところでのお話等もありまして、そこは一つ一つ、どういったところがお子さんにとって負担なのかというようなところを丁寧に御説明しているところでございます。

○関川委員 ありがとうございました。それで、2018年の3月に目黒区で両親から毎朝4時から勉強を強制されるなどのことがあって、お父さん、お母さんに言われなくても自分で勉強するから許してほしいということまでに事件が発展して、死亡に至るという、こういう痛ましい事件が起きましたけれども、文京区の場合、教育虐待が多いということですけども、その対応は、先ほど弁護士さんがいらっしゃるということでありましたけど、児童福祉審議会までかけて検討するのかどうかというような解決のルートですね、教えていただけますか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 これも非常に、今、委員からお話がありましたように、程度的にかなり多くの時間と、あるいは理解が必要なケースも中には存在しているというようなところは、事務局、児童相談所として見ておるところでございます。また、その場合も、軽度・重度にかかわらず、どういったところから起因してそういった好ましくない事態が起こるのか

というようなところをですね、児童福祉司を中心として児童相談所全体ですね、そこをどのように支援して、それを和らげていくかというようなところを重ねておると。必要なものに応じてですね、文京区の児童福祉審議会等にもお諮りをして、その後の適切な支援に努めているというところでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ぜひよろしくお願ひします。

それから、夜間の対応ですけれども、電話で相談を受けるのが委託になってますよね。それで、重篤な事例については職員につなぐという、こういう仕組みになっているというふうに思うんですけれども、その実態を教えていただけますか。

前、神奈川で、非常勤の職員が夜間に訪れた相談員を追い返しちゃったという事例がありましたよね。夜というのはやっぱり切迫しているかなというふうに思いますけど、その辺、今まで半年間やってみていかがだったんでしょう。

○田中（と）委員長 新納援助課長。

○新納児童相談援助担当課長 夜間対応については、委託業者のほうに電話対応をお願いしているところです。そのうちですね、重篤なケース、あるいは緊急性が感じられるケースについては、児童相談所の電話当番という職員を置いていますので、そちらのほうに連絡が来て、その職員や、あとは必要に応じて幹部職員と協議の下、保護者連絡ですとか、そういうふたつ適切な対応をとらせていただいているという形でございます。先ほどもお話をあったとおりですね、例えば子どもが直接来所したりだったりとか、保護者の方から今すぐ一時保護してほしいんだというようなところについては、きちんと一旦受け止めさせていただいて、その後、協議をしていくというようなことで対応しているところでございます。

以上です。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございました。夜間の対応については、昼間と違いまして、いろいろ体制的には困難な面もあるかと思いますので、ぜひ追い返すというのは極端な例かもしれませんけど、夜間の対応についても、きちんとした対応をしていただきたいと思いますけど、非常勤の委託の方がその電話を受けてですね、重篤と判断するような何かマニュアルみたいのをつくってあるんですか。

○田中（と）委員長 新納援助担当課長。

○新納児童相談援助担当課長 そのマニュアルについてはですね、委託業者と私たちのほうで、

こういった、何というか、こういった緊急度のときは児童相談所にすぐ連絡するとか、こういったものについては翌開庁日に連絡をするというような形で確認をしながら取決めをしているところでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 よろしくお願ひします。

それで、児童相談所ができたよかったです。周知度は結構徹底してきているかなと思いますけど、本人からの通報という、御相談、結構やっぱり増えているんですかね。あと町会関係者とか、民生・児童委員とか、いろんな方からの相談、今、警察からの相談が一番多いとおっしゃっていましたけど、御本人からの相談というのはどういう形ですか。

○田中（と）委員長 関川委員、まとめて質問できますでしょうか。

○関川委員 はい、もうこれで終わります。

○田中（と）委員長 新納援助課長。

○新納児童相談援助担当課長 お子さん御本人からの相談というのは、増えているというか、一定程度お受けしている状態です。電話、あるいは直接児童相談所に来てだったりとか、あとは先生を経由してということで、学校の先生に訴えてというようなパターンがあったりしていて、お子さん本人の訴えというのは私たちも非常に重く受け止めながら対応しているところでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。やっぱり、御本人がやっぱり相談するところができたということで、ちゃんと場所も周知できていって、相談できるということが大切だなと思います。

この間、ちょっと角度が違いますけど、湯島三丁目でタイ女性がマッサージのところで働かされていたということで、その少女は入管に駆け込んだというようなことがありましたけれども、やっぱりこれが文京区の児童相談所が一つの守りみたいなになっていて、ここに行けばちゃんと相談ができるんだなというのがきちんとみんなに周知、さらに周知していただけ るようにお願いしておきたいと思います。

それからですね……。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 はい、これで終わります。

○田中（と）委員長 いや、笑い事じゃなくて。

○関川委員 職員124人のうち、何か東京都のほうから7人、職員の方が来られたというふう

に聞いておりますけど、都から引き継いだケースが275件ということですけど、虐待、財政的にはどうなのかなと思います。それに見合う財政、都区財政調整、54%から56%に引き上げられましたけど、先進3区と同じように、財政的にはきっちとその辺措置をされているのかどうかというのをお聞きして、最後にお聞きしたいと思います。

○田中（と）委員長 端的に。

○佐藤児童相談所副所長 今ですね、都区財調のところは、今、都の財務当局と区の財政当局での交渉というようなところになっておりますが、児童相談所としては、今、委員からお話をありましたとおり、必要な経費、必要な歳出についてというところは財政課にしっかり説明をしましてですね、必要な予算を計上してまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 はい。

○関川委員 ぜひよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 2時までですので、あと沢田君がやるんでしょ。

○田中（と）委員長 そうですね。

○白石委員 じゃあ、5分ずつということで、ちょっと5分ぐらいお時間いただいて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

○田中（と）委員長 もう一個、報告事項ある。

（「あるんだよね」「もう一個ある」と言う人あり）

○田中（と）委員長 5分、5分で、5分報告受けて終わり。

○白石委員 委員長、すいません。そのような感じで、じゃあ、4分ください。

○田中（と）委員長 雰囲気で。

○白石委員 今までの質疑の中で、ほとんどのことが出てきていて、大変運営を、にしっかり取り組まれていることには皆さん感謝を申し上げていて、先般、私どもがやっている保護司会の中でも課長に来ていただいて、11団体の方々に対して、議会で報告していない、この数値については報告ができなかったんですけど、案件について増加傾向にあるということ、今、職場がそれに伴って大変であることということ等の報告があつて、参加した、いただいた方々の御意見を開陳すると、1点は、これだけの子どもたちを救ってくださってありがとうございますと。掘り起こしたのではなくて、今ある困っている子どもたちを救っていただいたことに感謝をするというのが一般区民の御意見でした。その成果がすばらしいというふうに思います。また、もう一点あって、御説明いただいた中で、対応されている職員の知識が相当

重要なものですねと。この方々がいない限り、多分、運営ができないんでしょうから、しっかりとその環境づくりをやってくださいというのが区民の皆さんのお意見でしたので、ぜひともその2点については、今の審議の中でもありましたけども、しっかりと行っていただきたい、不幸な体験をしないように、子どもたちが守っていただきたいと思います。

で、この守っていくという中で、この児童相談所、今年の4月設置されましたけど、要は9年前に設置しますっていって9年かかったんですよね。9年間、議論された結果が、今、速報値で示していただきたい、今、議会もよくやっているねということありますから、それはいいんです。その裏にもう一個、皆さん方がつくった計画がありましたよね。文京区の新たな児童相談体制をつくるための表というのが、図がありましたよね。これが昔で言えば、何だろう、ハートフルネットワークだとか、そのような形が進化した形の中で、切れ目のない支援・連携という形で、一番大きな枠では未然防止のポピュレーションアプローチがきちんと書いてあると。このポピュレーションアプローチというのは、この間の9年間の中で、児童相談所の中に子家センをつくりますといった文京区、いやいや、そうではなくて、そこはちょっと分けてやりたいと思いますといった文京区の二つの二面性があったと思います。今現在、子家セン、後に座っていますけど、報告の中で、警察には通告連携、裁判所には申立て、里親さんとか児童福祉は措置委託、東京児相、特別区の児相ほかのところには広域連携とやっているのは分かるんですけど、この体制は、子家センは、今の報告等を受けていて、どのように考え動いているのか。そこをまずお聞かせいただけますか。

いやいや、児相じゃなくて後ろだよ。

○田中（と）委員長 子家センね。

大戸子ども家庭支援センター。

○大戸子ども家庭支援センター所長 ポピュレーションアプローチ、これまでもですね、この9年間の中でも行ってきたものがありますけれども、連携、東京、都児相センターと連携とりながら、市区町村送致とか、これまで児相ができるまでの東京都ルール、そういう中でですね、児童虐待の防止に努めてきたところでございます。また、子ども家庭支援センターは、要対協の仕組みを強化しながらですね、裾野を広げた関係支援機関との連携支援づくりというもの、そういうものもつくり上げてきているところでございます。現在は、そなつくり上げの中で、児童相談所ができましたので、そういうものを土台として、さらに連携の強化というものを、今、行っているところでございます。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 その強化のところ、児童相談所どうなのか、ちょっと教えてください。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、お話がありましたとおり、委員からもあったように、この児童相談所だけでなくですね、いわゆる予防体制支援というのをしっかりとつくっていくというようなところで申し上げますと、先ほどの児童相談所と子家センのテレビ会議システム等々を使いまして、いわゆる物理的距離も縮めつつ、あと一つ一つの役割分担の下で子どもたちのネットワークをつくっていくというようなところでですね、今、子ども家庭支援センター所長からもありましたとおり、予防的支援というところが非常に大きく今後の児童虐待予防につながってくると考えております、そこはさらにまた丁寧に実施をしていきたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 時間になりますので、これでまとめますけど、要は、これから私たちが皆さんのお活躍とともに子どもたちを守っていくには、そこが一番大事なところだというふうに認識しているので、数が多い少ないではなくて、そこをしっかりとやってくださっているかということを見ていきたいと思っています。

もう一点、先ほど区民の声の中でお伝えするのを忘れましたが、もう一点あったんですね。それはなぜかという、何かというと、全職員が文京区になった強みをこれから皆さん、私たちも連携の一部分として参加をしていきたいと思いますということをおっしゃっているんで、そこをしっかりとやっていただいて、また、議会報告をいただければと思います。

○田中（と）委員長 それでは、沢田委員。

○沢田委員 私からは2点なんですが、時間内で終わります。

まず、1点目、運営計画は順調かというところなんですけど、聞きたいのは特に一時保護です。この半年間、入所実績、本会議で宮野議員の質問もありました、入所者ベースで95人、うち保護者が……。

○田中（と）委員長 数はいいですから、早くやってください。

○沢田委員 保護所が67人で委託は28人と。これ比較のため東京都の一時保護所の実績を見ると、直近、令和6年度の児童相談センターの入所児童、年間372人と委託145人で文京区の約2.5倍の人数です。2.5倍といつても、センター担当地域は都心部6区プラス島しょ地域全て、そして昨年度の数値は文京区の実績も含んでいますので、かなり広い範囲、それで2.5倍ですから、こう考えると、要は昨年度まで本当は保護を必要としているのに適切に保護されて

いなかった児童がたくさんいた、それが区児相の開設でようやく救われたという状況だろうと思うんですね。ちょっと胸をなでおろしているんです。実際、私の知り合いにも新宿の児童相談センターにある一時保護者から何度も逃げ出した児童がいたんですよ。理由は入所環境です。区児相の開設が間に合っていればと今も強く思っています。実際、日本の児童相談所は、国連の子ども権利委員会から何度も勧告を受けています。都の一時保護所も過去に第三者委員から過剰な規制で人権侵害に当たると指摘されていて、入所環境などの問題、未解決な部分もあります。

一方で、区の一時保護者、一時保護所は計画段階からこうした状況を踏まえて入念に体制を整えてスタートしたということなので、恐らく現場の皆さんがあんまり手応えを感じていらっしゃるんだと思うんです。その声を本当はもっとじっくり聞きたかったんですけど、今日はあまり時間がないようです。ですので、またお伺いしたい。ただ、その報告資料の4番、子どもの権利擁護に関する取組についてにある一時保護所のしおり、そして子どもの権利ノートの活用、それから、同じような項目が区児相の運営計画にもあるんですよね。28ページのウ、子どもの権利擁護について、ここに書かれている子ども会議、それから子どもアンケート、こうした取組は実際どうでしょうかということをまず1点お伺いしたい。

それから、同じその運営計画には外部評価も書かれているんです。子どもの権利擁護に関する第三者機関による評価を受けるとあるが、これ進んでいるんでしょうか。これも参考に都の取組紹介すると、東京都の一時保護所は平成30年度から毎年外部評価として福祉サービス第三者評価を実施して結果を公表しています。直近の昨年度の評価結果見ると、利用者の児童による評価もやっているんですよね。外部委員が実地でヒアリングをして、入所児童の98%から回答を得ています。一時保護所の入所児童の生の声が公表されて紹介されているんですよ。ぜひ皆さんに見ていただきたい。本当はこの評価のね、特によい点と改善が望まれる点というのをあるので紹介したかったんですけど、これも時間がないので見てみていただきたいんですよ。知見が蓄積されているんです。要は都の一時保護所は平成30年度からずっと毎年受審しているので、評価の蓄積で多くの知見が得られているんだろうと思います。運営計画の着実な実行、つまり、現状を把握して改善の道筋を立てて、その進捗を管理するには毎年第三者評価受審をすることが重要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

この2点、お伺いできれば。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 運営計画と一時保護所の関係というところでいきますと、今、委員

からもお話をありましたとおり、様々な資料に基づいてというような部分もございます。あと、もう一つはですね、非常に大きな財産になりましたのが、区の児童相談所の職員がもともと育成室、あるいは保育園の職員で、複数年にわたって都児相、県児相、あるいはほかの区児相に一時保護所に実際に派遣に行って勉強してきたというようなところを持ち寄りまして、そこで得た気づき、あるいは反省の部分でありますとか、そういうものを、今、一時保護所、文京区のところに入れ込みまして、昨年度、かなりそのあたり熟議をいたしましたですね、オープンしたというような部分で、まだまだ至らないところもあるかとは思いますが、今、一番新しい一時保護所としてですね、今、委員がおっしゃっていましたとおり、子どもの権利擁護、子どもの意見をしっかり受け止められる一時保護所というようなところで運営を進めているというところでございます。

あと、2点目ですね、いわゆる第三者評価というようなところ、これも国がシンクタンクに委託しております第三者評価のガイドライン等々によりますと、いわゆる評価の実施、あるいは取組、あるいは確認・評価というプロセスというところを重要視するというようなところでは、一定の期間を要するということで、おおむね3年に1回のサイクルの定期的な実施が望ましいというようなところの見解もあるというようなところを踏まえて、適切な時期に、きちんと第三者評価のところを本区としても考えまして、また、しかるべきときに御報告さしあげたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 あと30秒なんできちんと言えないんですけど、子ども会議とか子どもアンケートの取組がどうかというところは、ちょっとまた改めてお聞かせください。計画に書かれていることなので、ぜひですね。

あと、第三者評価は3年に1回みたいな、3年後みたいな話だったんですけど、プロセス重視は分かるんですが、第三者評価にはやっぱりその評価の結果を公表して皆さんに知らしめるということもあると思うんですよ。利用者の声があって、それだけ切実な子どもたちの声があらわれているわけです。それを3年間、聞かないまま置いておくわけにはいかないのでは、それはまた別の方法で、この単年度、初年度、2年度に関しては御配慮いただければなあと思います。

その二つです。本当は、区児相の……。

○田中（と）委員長 以上で。

○沢田委員 設置義務が広く区民に伝わっているのかというお話を本当にお聞きしたかったん

です。

○田中（と）委員長 次、やればいいじゃん。

○沢田委員 この後。5分と言わわれているので、今、5分30秒なんで、ちょっとこれ、え……。

○田中（と）委員長 以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

○沢田委員 あれ、5分ですか。

○田中（と）委員長 5分じゃなくてさ。

○沢田委員 全員5分で終わりましたか。

（「俺は終わったよ」と言う人あり）

○沢田委員 あ、そうですか。すいません、失礼します。

○田中（と）委員長 それでは、教育推進部児童青少年課より1件、報告事項3の説明をお願いいたします。

ちょっと2時延長するか。どうぞ。

○日比谷児童青少年課長 それでは、資料第3号に基づきまして、都型学童クラブの東京都認証学童クラブ事業への移行について御説明をいたします。

東京都において、国基準に都独自の基準を加えた認証学童クラブ制度が創設され、運用が開始されているところであります。これを受けまして、現行の補助事業として実施している民設民営の都型学童クラブについて、質の向上を図り、保護者の多様なニーズにも応えていくため、認証学童クラブへの移行をするものでございます。

2、現行の都型学童クラブからの変更点につきましては、主に専用区画、児童数の規模、職員体制など、現行の基準を上回るものでございまして、来年度より、各施設がこれら基準を満たしたと都認証学童クラブとしての運営を予定をしております。

今後のスケジュールでございますが、令和8年1月に東京都に対して認証学童クラブ設置申請をし、令和8年度から都認証学童クラブとしての運営を改正する予定です。

最後に、対象施設としましては、2ページ目にございます現行全ての都型学童クラブが、都認証学童クラブに移行する予定としております。

説明は以上でございます。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項3の御質疑をお願いいたします。

報告事項の質疑まではやるつもりですので、2時を超えてそこまではやりますよ。

挙手をお願いします。

名取委員。

○名取委員 今回、ここの都型が変わることで、10校の、今、施設がその対象になりますよね。

預かっている子どもの数というのを、ちょっとまず最初、一点お聞きしたいんですが。

○田中（と）委員長 日比谷課長。

○日比谷児童青少年課長 10月1日現在で481名の児童が通っているという状況でございます。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。そのようにね、今、文京区の子育てというのは、保育園から始まって、様々な形ですごい手厚くやっていただいているのは、本当に心から感謝しています。様々な教育環境の、いわゆる幼児教育の無償化とかね、そういうものをやっていて、この都型につきましても、民間の力借りてここまで充実しているし、普通の育成室もね、民間の力を借りて文京区の子どもたちを守っていくということで、大変感謝しておりますが、そういう民間の力という意味ではね、文京区に私立幼稚園もたくさん今まであって、文京区の幼児教育を大変担ってきたものであります、ちょっと私立幼稚園の状況についてね、ちょっとお聞かせいただきたいなというのもあるんでね、よろしくお願ひいたします。今、大体、私立幼稚園の在園の人数というのは大体全体でどのぐらいなのかなという。

○田中（と）委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 私立幼稚園の在園児数につきましては、令和7年度は大体1,400人台半ばでして、大体3年前だと1,800人半ばぐらいだったので、大体この3年で2割ぐらい減少しているような状況でございます。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 そういうふうに2割ぐらい減少しているということなんですけども、幼児教育については様々なメニュー、文京区、用意していただいて、保護者の選択肢が広がったというのはあるとは思うんですが、その中で、やっぱり費用負担の問題というのが大きいのかなと思うんですよね。私立幼稚園に通う子どもたち、世帯に対しての補助金のメニューというのも区では用意していただいているとは思うんですけども、今、現状でどうなっているのかなというのをちょっとお聞かせください。

○田中（と）委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 私立幼稚園に通う世帯への補助金につきましては、大きく分けて二つございまして、一つは入園料の補助ですね。私立幼稚園に入園した場合に3万円を補助していると。あと、保護者負担軽減補助というのもございまして、国からの2万5,700円に加えまして、東京都、所得に応じてなんですけども、東京都からは6,200円まで、文京区からは

7,500万円、あ、7,500円までを追加で補助しております、総額で2万7,500円から3万9,400円の補助を行っているところでございます。月々の補助でございます。

○田中（と）委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。園によってね、その幅はたくさんあるのかなと思って、今までこういう補助をしていただいて、それでも私立幼稚園の人数が減ってきてているということもあるのは、どうしても入園料とか保育料の関係があるのかなとは思うんですけども、例えばそういった補助金関係ですよね、について、平均どのくらいあって、るのかなというのをちょっとお聞かせいただけますか。

○田中（と）委員長 名取委員、端的にお願いします。

幼稚保育課長。

○奥田幼児保育課長 今の私立園につきまして、私立幼稚園につきましては、入園料は平均すると大体、もちろん幅はあるんですけど、入園料約11万円で、保育料は月々大体3万4,000円程度ではないかというふうに考えております。

○田中（と）委員長 端的に。

名取委員。

○名取委員 保育者負担というのがね、やっぱり今の保育者には大変大きくなつてんじやないのかなと思って、最低でも2万7,500円の補助をしていただいて、でも平均的な保育料が3万4,000円ということはね、そういう意味では、私立幼稚園は実質無償化にはなつてないのかなというふうに考えられるんじやないかなと思います。

私立幼稚園、皆さん御存じのとおり、文京区の幼児教育をしっかりと担つてきていただきましたし、園庭等も充実していますしね、最近では保育園と負けないような延長保育も、長時間預かりですか、もやつていただいています。他区と比べてもね、現状の私立幼稚園の状況を踏まえてね、少なくとも保育料が無償化する程度まではね、補助金の増額というのをそろそろ検討していただいてもいい時期じゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 委員御指摘のとおりですね、私立幼稚園でも18時以降の預かりであったり、夏休み期間中の預かり、そういうものを拡充していただいておりまして、共働き世帯への支援を積極的に行っていただいているところでございます。

現行の補助水準につきましてはですね、平成19年度から変わっていないような状況でございまして、現状の保育料、年々物価高騰により保育料も上げざるを得ないような状況になつ

ている中で、私立幼稚園だけなかなかちょっと無償化が実態としてはできていない部分というのもございますので、実態に見合った補助金の増額につきましては、今後、分析及び検討していきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 いいです、もう。

○名取委員 はい、ありがとうございました。

○田中（と）委員長 この後ですね、2時半には講師の先生がいらっしゃいます。その前に理事会を開いて、もう一回、委員会をやらなきやいけないというスケジュールです。報告事項は受けたいと思いますので、御質疑してもらいたいんですけども、ほかに御質疑のある方。

2名ですね。よろしくお願ひいたします。

小林委員。

○小林委員 二つほど確認させてください。

一つが、都型学童クラブが都の認証を受けると、1クラス当たり619万円の補助が出て、障害児を受け入れる際の体制構築や、午後7時以降の長時間開所などにはさらに加算もあるそうで、今回、利用料が1万4,000円になるということは大変にありがたいなというふうに思っておりますけれども、賃借料が補助の基準額を超える場合は、区の、区との協議により超過分を利用料として徴収しても可となっております。文京区の場合、賃借料が高いと思いますが、1万4,000円以上になるケースもありそうか。また、生保の方もこれまでどおり使えるのかどうか。使えるということで大丈夫かということが一つと、あと、ホームページ、区のホームページ拝見しますと、現状の10か所に加えて、令和8年4月1日に新規開設のクラブが2か所あります。今後も増えていきそうなのかどうかということと、待機児対策として、これからも増やす、増やしてもらう努力を区としてもするのかどうか。また、文京区では過去に都の認証保育所は、今、1か所に減ってしまっておりませんけれども、都の認証学童クラブも、今後、減っていくようなことはないのかどうか、見込みをお伺いします。

○田中（と）委員長 日比谷課長。

○日比谷児童青少年課長 まず、賃借料のところで、1万4,000円の上限額を超えることが協議できるというところですが、今のところ具体的にお話は来ておりませんが、制度上、そういうところは都の認証学童の要綱には記載されているところは認識しているところでござりますので、今後、そういうことがないように対応はしてまいりたいと思いますが、現時点ではそういうお話を聞いておりません。

負担額の軽減というところにつきましては、現行、都型学童クラブに通われている方の負

担の軽減という仕組みがございますので、それは継続して、同じ仕組みを踏襲してまいりたいというふうに考えているところです。

あと、今後増やすという見込みというところですが、当然ですね、待機児童対策の一環として、様々な保護者の方の多様なニーズに応えるために、一定程度の民間の学童クラブというところは、引き続き、誘致をしてまいりたいというふうに考えております。待機児童が特に多いところを中心にですね、今後、事業者の方からの提案を受けまして、可能な限り増やしていきたいなというところを考えているところでございます。

○田中（と）委員長 よろしいですか。

小林委員。

○小林委員 今後、都の認証保育園が減っていくように、淘汰されていくようなことが今後ないのかということをお聞きしたいのと、まとめてしましますと、都の認証クラブだと夜遅くまで預かってもらえたり、6年生までオーケーであったり、勉強を見てもらうところもあつたりします。料金が区の育成に近づいてきたこともありますので、区の育成のほうもぜひより一層のメリットを発揮できるようにしていただきたいというのは要望なんんですけど、先ほどの答弁だけお願いします。

○田中（と）委員長 日比谷課長。

○日比谷児童青少年課長 保育園の認証と、こちらの学童クラブの認証というところで、立てつけがちょっと違う部分もございまして、現状、文京区の学童クラブ、育成室の待機児童というのは高止まりというか、まだ一定数おりますので、そういったところを解消していくというところの一つの選択肢として、都型学童クラブの誘致というところは引き続き必要なものだというふうに考えております。

今後、中長期的にどうなるかというところ、その辺はちょっと現在、なかなか申し上げられないところもございますけども、そういった状況を見ながら整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員、最後、お願いね。

○金子委員 はい、はい。じゃ、まとめて聞きますけどね、一つは、今日の資料でいえば、都型、ああ、ごめんなさい。今度、認証学童というんですね。認証学童に移行ということですから、今、都型でやっているのは全部移行するっていうのは聞いているんですけども、この変更点のところで、専用区画の面積ですね、1人当たりの面積が将来的には1.98以上となっているんですね。従来の基準が拡充したという点でね、これは歓迎されるべき方向だという

ふうに思うんだけど、将来的というのは、これは今度、区の、この後、聞きますけど、要綱に基づいているんであれなんだけども、区としてね、は、将来的に1.98にするというのはね、いつぐらいをめどに考えているのかというのが一つ。

それから、今言ったその要綱について、ちょっと私、読んだんですが、この事業の実施主体についてはね、こういうふうに書いてあるんですね。本事業の実施主体は学童クラブ事業を実施する区市町村とすると。ただし、区市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとすると、こういうふうになっている。この要綱をつくるに当たって、東京都の審議会の中ではね、文京区の職員の方も行かれて発言されているんだけど、放課後の子どもの居場所として、生活の保障としてね、実施主体がどこであっても、民間であっても区であってもね、やはり生活保障する場としてね、それに足るその質を確保するんだということで、文京区では区立の下で中身は民間委託というのが確かに増えてきた。ただ、育成指針をつくってね、それを守ってもらうことで、そういう質を確保してきたと。この議論が、この実施主体のこの要綱上の決めに反映されているんだと当然思うんだけども、この要綱上の表現からすると、実施主体は自治体だと。で、適切と認めたときに委託できるということになっているんですね、委託等。で、今までの都型学童は補助事業だったので、このスキームというのが、今後、この移行するということに当たってはね、どういうふうに理解すればいいのか。また、今言ったように、放課後の生活を保障するという点で、保育の実施主体の責任という点ではね、これは今まで補助事業であったけども、区ありますね、今後もますますそれは区に公的保育保障の一環としてこれ移行させるんだと、認証学童のほうにね。そういう理解を私はきちっとすべきだというふうに思うけども、いかがですか。

○田中（と）委員長 それだけでいい。答え返ってきて終わりだよ。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 日比谷課長。

○日比谷児童青少年課長 1人当たりの面積、専用区画のところでございますが、規定上は当面の間は1人当たり1.65平米以上、将来的には1.98平米以上という記載になっておりますが、現行の都型学童クラブでもですね、もう既に1.98を満たしているところもございます。一部、満たしていないところはございますが、そういったところは定員等の調整等で将来的には専用区画1.98平米を満たすという見込みということで聞いております。ただ、将来的にというのが、どの段階でというところは都も示されておりませんので、そういったところを含めて、ちょっと今後、事業者とのやり取りを進めていきたいというふうに考えております。

あと、実施主体につきましては、確かに認証学童クラブの要綱上ですね、実施する区市町村、実施するのは区市町村、ただし、委託等を行うことができるということで記載がありますが、その下に運営基準というところで、対象として区市町村が実施する、またはその運営費の補助を行う学童クラブ事業であることということで、この区市町村が適切と認めた者に委託等の等のところに補助を行うという意味も含まれているというふうに区としては解釈をして、この移行を進めているというところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 今、冒頭言ったように、子どもの生活保障という点ではね、実施主体がどこであっても公的責任の下でね、放課後を過ごしてもらう状況をつくるということで文京区でやつてきた流れがあるので、その流れの中でね、こうした事業も位置づける必要があるというふうに思います。それはちょっと申し上げておきたいと思います。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項が終了いたしました。

○田中（と）委員長 時間となりましたので、その他に入ります。

委員会記録についてですが、本日の委員会記録については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 令和8年2月の定例会議の、定例議会の資料要求についてですが、1月23日、金曜日を締切りとさせていただきます。

○田中（と）委員長 休憩に入ります。

午後 2時18分 休憩

午後 2時56分 再開

○田中（と）委員長 3時前ではございますが、全員おそろいのようですので、ただいまから研究会を始めます。

（研究会の開催内容については、正式版にて掲載）

○田中（と）委員長 以上で、子ども・子育て支援調査特別委員会を閉会いたします。

午後 5時00分 閉会